

第3期奥州市地域福祉計画

【令和3年度～令和7年度】

奥 州 市

はじめに

近年、核家族化の進行や単身世帯、高齢者世帯の増加に伴う世帯構成の変化などにより、これまであった家族や近隣での助け合いといった地域社会のつながりが希薄化し、互いに支えあう機能が弱まるとともに、孤立やひきこもりが顕在化するなど、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化しております。

このように社会状況が変化する中、本市では、「奥州市総合計画」に基づき、誰もが健康で生きがいを持った生活を送ることができる、健康で安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みを、市民の皆さまとの協働のもと進めております。

このたび策定いたしました「第3期奥州市地域福祉計画」は、これまでの成果や課題を踏まえながら、奥州市社会福祉協議会の「第3次奥州市地域福祉活動計画」と一体的に策定作業を行いました。

第3期計画は、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会の実現」の推進を進める計画であります。

取り組みを進めるにあたりましては、市や市社会福祉協議会はもちろん、個人や家庭をはじめ、地域で活躍する様々な活動主体に期待される役割を示しながら、地域に関わる者すべてが主体となって地域福祉の推進を目指す計画とさせていただきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました奥州市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた市民、関係機関・団体の皆さまに対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

奥州市長 小沢 昌記

目 次

ページ数

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 他の個別計画との関係	2
3 計画期間	6
4 計画の推進	
(1) 計画推進のためのそれぞれの役割	6
(2) 地域福祉推進のための基本単位	9
5 計画の推進の評価	11

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口及び世帯数の推移	12
2 世代別人口の推移	13
3 在宅一人暮らし高齢者の状況	14
4 障がい者の状況	15
5 生活保護の状況	16
6 民生児童委員の活動状況	17

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	18
2 基本方針	18
＜体系図＞	20

第4章 施策の基本方向

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり	
1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進	21
2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進	23
第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり	
1 交通弱者の支援の仕組みづくり	27
2 地域福祉を支える地域団体の活動推進	28
3 地域福祉を支える人材の育成	30
第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり	
1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり	33
2 丸ごと受け止める支援の体制づくり	34
3 必要なサービスに繋げる体制づくり	37

第5章 重層的支援体制の構築

1 重層的支援体制について	40
2 重層的支援体制の取組みについて	41

資料編

1 主な個別計画の解説	42
2 社会福祉法改正の概要	44
3 「具体的な施策」についての事業・業務等の解説（五十音順）	48
4 用語解説（五十音順）	56
5 地域福祉推進の取組み状況（評価の調査項目）	58
6 障害の「害」の字のひらがな表記について	61
7 奥州市地域福祉計画の策定経過	62
8 奥州市地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
9 奥州市地域福祉計画策定委員会委員名簿	65

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市は、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組むために地域福祉計画を策定し、平成23年度から平成27年度までを第1期、平成28年度から令和2年度までを第2期の計画期間に位置付け取り組んできました。

これまでの第2期地域福祉計画は、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念にかかげ、多様化する近年の様々な課題に対応し、より一層、福祉のまちづくりを推進するため、地域住民、行政、関係団体がそれぞれの役割を明確にし、共に支え合う仕組みづくりの確立を目指して推進してきました。

我が国は、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱えています。課題解決のために「地域の力を強化する」との考え方から、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、ニッポン一億総活躍プラン(2016年(平成28年)6月2日閣議決定)のもと、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。これに伴い、社会福祉法が改正され、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題については、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す地域福祉推進の理念が規定されました。

第3期となる地域福祉計画は、住民に身近な圏域において、分野を越えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指して策定するものです。

I 相談支援

介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

II 参加支援

介護、障害、子ども、生活困窮等に関する既存制度については、それぞれの制度が緊密な連携を取って取組を実施します。あわせて、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

III 地域づくりに向けた支援

介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

奥州市地域福祉計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、奥州市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

また、奥州市地域福祉計画が地域福祉を推進する「理念計画」であるのに対し、奥州市社会福祉協議会が策定する奥州市地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「行動計画」であることから、双方連携しながら地域福祉を推進します。

(2) 他の個別計画との関係

第3期奥州市地域福祉計画は、奥州市における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、「奥州市子ども・子育て支援事業計画」、「奥州市健康増進計画」、「奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「奥州市障がい者計画」及び「奥州市地域医療介護計画」等の福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。

また、本計画には次の「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の各項目を盛り込み、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図る計画とします。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

平成29年12月12日付 各都道府県知事・指定都市長・中核市長宛通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインより

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - (2) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - (3) 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - (6) 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (10) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- (2) 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- (3) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- (4) 利用者の権利擁護
- (5) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

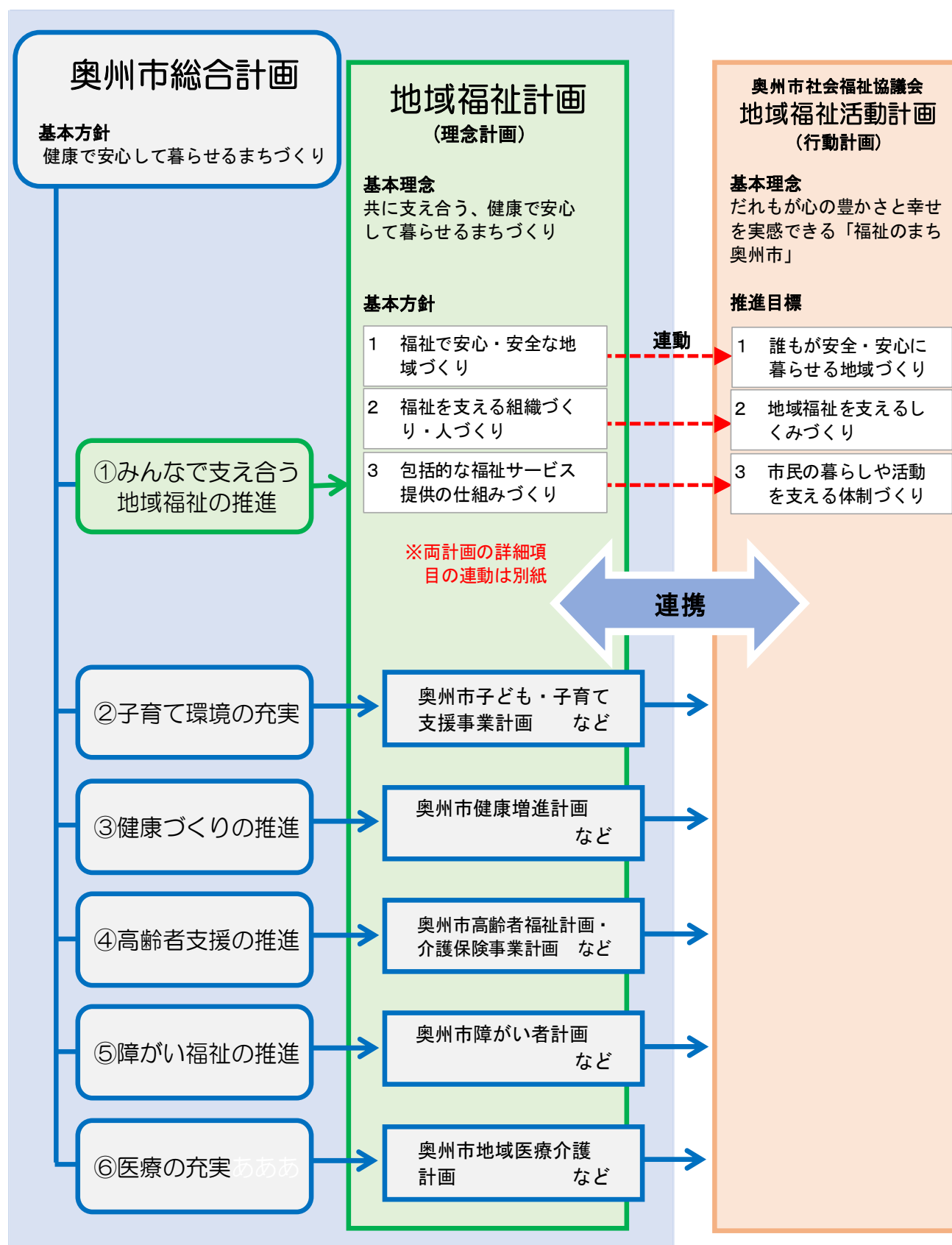
- (1) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- (2) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- (1) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- (2) 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- (3) 地域福祉を推進する人材の養成

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- (1) 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築



第3期奥州市地域福祉計画

奥州市社会福祉協議会

第3次奥州市地域福祉活動計画

基本方針

施策の基本方向

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

- (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護事業の周知と利用支援

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

推進目標 推進テーマ

1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
- (2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
- (3) 地域住民とつながりをつくり暮らしをいこう
- (5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

- (4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう

2 地域福祉を支える仕組みづくり

- (2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう

- (6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう
- (5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう

- (3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう
- (1) 地域の担い手や人材を育成しよう
- (4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- (5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組をすすめよう

- (2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
- (3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
- (4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
- (6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

- (1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう

3 計画期間

第3期奥州市地域福祉計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、状況が大きく変化した場合には、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

4 計画の推進

（1）計画推進のための各分野の取組

年齢を重ねても、障害があっても、誰もが住みなれた地域の中で、自分らしい生き方を全うしたいと考えるとき、公的制度による福祉サービスで支援していただくだけでは全ての福祉ニーズには対応できず、支援が十分でないことが明らかになってきています。

基本的な福祉ニーズは公的福祉サービスで対応することを原則としますが、制度の隙間を埋める分野を越えた包括的相談体制による支援の提供も必要です。また、地域には多様で複合的な地域生活課題が潜在しており、課題解決に対応するための地域の福祉活動は、地域に暮らす住民一人一人の協力・参画が必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人一人が生きがいのある暮らしを送り、地域をともに創っていくための取組を次のように位置付けます。

ア 個人・家庭の取組

家庭は、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につける場として、最も重要な場所です。子どもの頃から相手を思いやり互いに理解する心を育むこと、また地域には様々な人が生活しており、互いにつながりを持ち、支え合い、助け合うことが大切であることを一人一人が理解できるように家庭で教えることが必要です。

- ・家族一人一人がそれぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つように努めます。
- ・家族で地域行事に参加することで、住民同士が互いにつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合いながら生活をしていることを自然に身につけて理解していきます。

イ 地域コミュニティ（自治会・町内会及び自主防災組織）の取組

地域で行う活動や行事に参加することは、住民同士のつながりを築くきっかけとなります。つながりを築くことにより、その地域における潜在的な地域生活課題が明らかになり、把握することができます。

- ・地域コミュニティで抱える地域生活課題を共有し、行政、社会福祉協議会、ボラン

ティア団体等と連携しながら、地域生活課題の解決に向け自主的に取り組む仕組みの構築に努めます。

- ・自主防災組織は、平常時から防災意識を高め、災害時には避難行動要支援者の避難支援に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

ウ ボランティア・市民活動団体の取組

ボランティア・市民活動団体は、特定の目的をもって組織された機能的な団体として意欲的に活動するため、これからの地域福祉の担い手として期待されます。ボランティア・市民活動団体は、目的に賛同する自発的なメンバーによって開拓的で即応的な活動ができるため、地域とのつながりを推進していくための活動に関する情報を積極的に発信するとともに、参加を希望する住民を受け入れる体制を構築していく必要があります。

- ・ボランティア・市民活動団体が町内会等の自治組織と交流を図りながら活動することで、地域における支え合いの担い手として、より一層活発な活動が期待できます。
- ・ボランティアに関心がある人の参加を促すとともに、支援を必要としている方の地域生活課題と、ボランティアに参加する人の意欲や技能を結びつけられるように活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

エ 民生児童委員及び地域の福祉関係者の取組

民生児童委員は、行政等と協力しながら、生活支援を必要とする方への相談や援助活動を行うとともに、地域の見守り、子育てサロン、ふれあいサロンなどの地域活動を通じて、一人暮らし高齢者の見守りや悪徳商法被害の防止、児童虐待防止や家庭内暴力への対応、ひきこもりへの支援など、地域福祉の中心的な役割を担っています。

住民の地域生活課題に対して適切な支援を行うため、関係機関と情報共有しながら、地域の福祉関係者の協力のもと円滑に活動できる地域の支援体制を構築し、自治会長・町内会長、行政区長等と協働して、問題発見時の連絡通報体制の整備と相談支援活動の充実を図ります。

- ・住民の身近な支援者である民生児童委員等の地域の福祉関係者は、研修や会議に積極的に参加し資質の向上に努めます。
- ・民生児童委員等は地域で困っている方やその家族に対し、行政や市民活動団体、福祉サービス事業所等との情報交換を行い、連携しながら相談と支援に努めます。

オ 社会福祉法人及び福祉サービス事業所の取組

社会福祉法人及び福祉サービス事業所は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能を有し、支援を必要とする方の福祉ニーズに適確に対応しています。

社会福祉法人等が持つ専門的な知識や技能、様々な福祉サービスのノウハウ等は、貴重な地域社会資源であり、地域で発見された専門的な対応を要する課題や困難な事例に対応することができます。一方、福祉サービス事業所を利用していない対象者は、生活課題の発見が遅れることもあることから、地域住民と協働で生活課題の早期発見と早期解決に向けて取り組む必要があります。

- ・支援を必要とする方に対して、適切な福祉サービスが提供されるように体制の構築と

人材の確保に努めます。

- ・地域生活課題の早期発見と早期解決に向け、地域住民と協働した取組を推進します。
- ・地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。

カ 企業の取組

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や公益的な取組などの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

- ・地域生活課題を解決するために、企業による社会福祉を目的とした公益的な取組の活用を検討します。

キ 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、「地域住民が主体となって地域福祉の推進を図るための組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織」として位置づけられています。社会福祉協議会は、地域の様々な福祉関係者によって構成され、社会福祉法に基づいてこれら関係者間の連絡調整を行い、社会福祉活動を行う人々を支援する中立的で公共性の高い民間団体です。

社会福祉協議会が、営利・非営利、公的・民間を問わず様々な個人・団体などとの協働によって、多様な福祉ニーズや地域生活課題に応える活動や事業を開発し、行政施策へつなげる公民協働の場を提供する役割は、地域福祉の推進に大変重要です。

- ・地域における助け合いや福祉活動への参加など住民の自主的活動を推進するとともに、地域福祉推進団体等への活動支援を推進します。
- ・自治会や行政区などの身近な小地域を福祉活動の基本圏域とした日常の支え合いや見守り活動の取組支援を推進します。
- ・住民のボランティア活動を支援し、登録、斡旋、相談、解決などのコーディネート業務を実施します。また、ボランティア活性化に向けた取組を推進し、各団体間のネットワーク強化に努めます。
- ・地域生活課題を解決するために、市内の相談機関との連携体制を構築し、お互いに取り組んだ相談ケースから解決の方法を共有し合うことで、相談機関の能力向上を図ります。
- ・地域住民及び町内会等の自治組織、福祉関係者、ボランティア、社会福祉施設はもとより、福祉分野の枠組を超えた団体や機関が地域生活課題の共通理解を図り、役割分担をしながら一丸となって奥州市の福祉を高める活動を推進します。

ク 行政の取組

地域福祉計画を他の福祉分野の個別計画の上位計画に位置付け、「奥州市子ども・子育て支援事業計画」、「奥州市健康増進計画」、「奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「奥州市障がい者計画」、「奥州市地域医療介護計画」など分野別の個別計画との調和を図りながら、地域住民の福祉と健康づくりを推進します。

地域福祉活動を進めるにあたり、地域で発見された地域生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策が必要です。年齢や障害の有無、程度や種類といった従来の福祉の枠にとらわれず、多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、就労、公共交通、まちづくり、住宅など、幅広い視点で取り組む必要があります。

制度的に位置づけられた公的福祉サービスが適切に提供されるように努めるとともに、複合的な地域生活課題を抱える住民や世帯には、庁内の各部署で連携しながら分野を越えた包括的支援体制により相談者に寄り添った支援を推進します。

住民による地域福祉活動、福祉サービス事業所による福祉サービスと公的福祉サービスとが互いに働きかけあい、住民が地域で安心して暮らし続けることができるように努めます。

- ・住民による地域福祉活動が疲弊することなく継続できるように活動の基盤整備に努めます。
- ・地域福祉活動の中心的な役割を担う奥州市社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図りながら協働により地域福祉を推進します。
- ・各種広報活動等を通じて、地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透を図り、地域で暮らしやすい環境を整えるための啓発に努めます。
- ・住民に寄り添った支援を行うために、庁内の各部署や関係機関との連携を図るなど包括的支援体制の構築に努めます。

（２）地域福祉推進のための圏域の単位

地域福祉の推進にあたり、市や社会福祉協議会など全市で取り組む圏域を第１層、住民の生活圏域を踏まえた地域又は振興会の圏域を第２層、より身近な小地域の実践活動の基本区域にあたる行政区の圏域を第３層とし、各圏域の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。なお、奥州市社会福祉協議会で進める地域セーフティネット会議の圏域は、第３層を基本にしています。

ア 第１層（市や社会福祉協議会など全市の単位）

基本的な福祉サービスの提供や第２層及び第３層への支援を行います。また、専門性の高い相談や広域的な対応を行います。市は庁内の各部署、社会福祉協議会、関係機関と連携しながら地域福祉を推進します。

イ 第２層（地域又は振興会の単位）

地域福祉活動を推進するためには、地域内の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させるとともに、地域に生活する住民にしかみえない、また、身近にいないければ早期発見しにくい地域生活課題を収集する必要があります。

- ・山間地や市街地の地域ごとの特性や強みを活かして地域福祉活動を推進します。
- ・第３層だけで解決できない課題を収集し、その課題を関係機関等へ相談することで問題の早期解決に努めます。

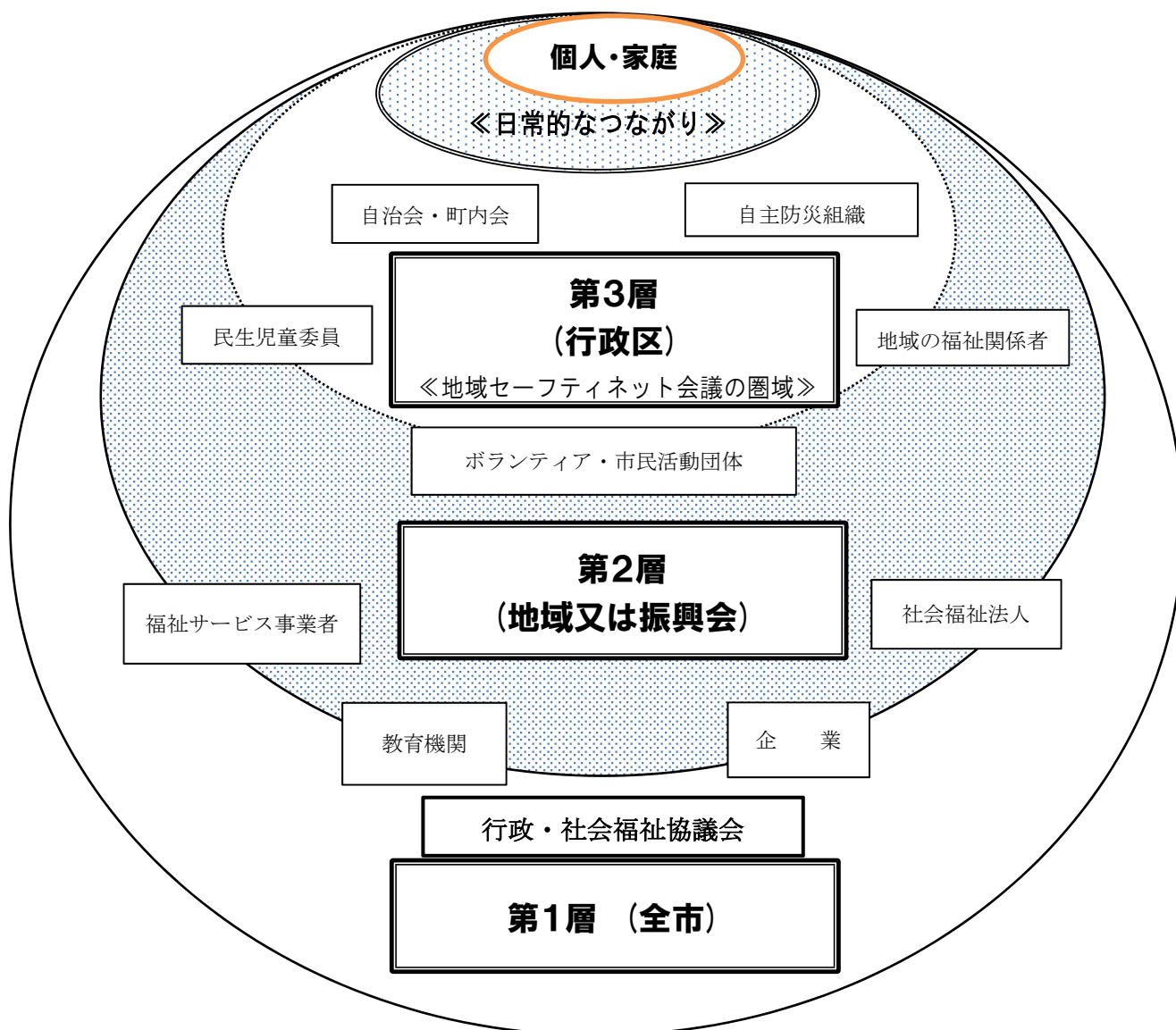
ウ 第3層（行政区の単位）

近年、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、さらに地域内の人と人とのつながりや地域への帰属意識の低下などにより、地域社会の脆弱化が懸念されています。

しかし、地域は生活の場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくりなど、様々な活動の基本となる場所です。地域生活課題を解決するためには、人と人とのつながりと、地域のまとまりを高める必要があります。

- ・地域生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくりを進め、地域生活課題について話し合える場をつくります。
- ・支援を必要とする方を支えるために、自治組織、ボランティア・市民活動団体、行政等と連携し、住民相互の協力による助け合いを推進します。
- ・住民同士がつながりを持ち、「支え合い・助け合い」による「共助」の意識の醸成に努め、地域活動への主体的な参加を推進します。

○ 地域福祉推進のための基本単位



5 計画の推進の評価

地域福祉計画の推進にあたり、行政のみではなく、住民、自治会・町内会などの自治組織、福祉サービス事業所、ボランティア・市民活動団体、そのほか様々な団体や機関が連携を図りながら取り組む必要があり、評価についても同様であります。

しかし、地域福祉計画は理念計画であるため、端的な数値による検証はできません。そこで、社会福祉協議会と協働し、福祉、地域、教育、産業経済、学識経験者、市民公募などの委員からなる「奥州市地域福祉推進市民会議」を設置し、意見や提言をいただきながら、計画の評価を行ってまいります。その際、活動指標は設定しませんが、評価の調査項目(資料P53)を設定しながら、現状を把握してまいります。

また、社会情勢の変化も踏まえて、地域福祉計画の見直しについて意見をいただきます。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口及び世帯数の推移

現在、日本では3.5人に1人が65歳以上の高齢者が占め、少子高齢化と人口減少が進行しています。

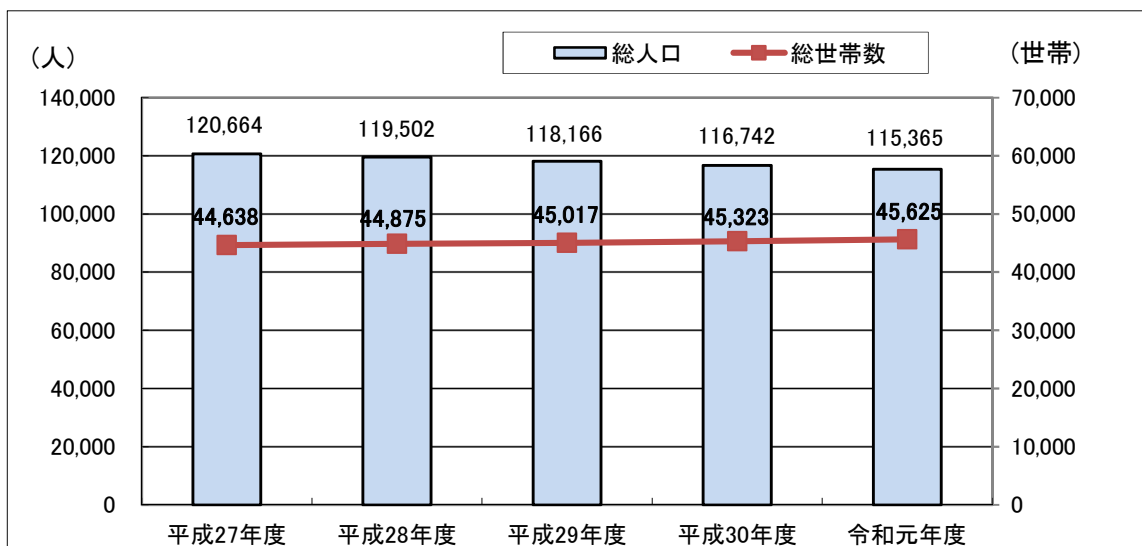
奥州市の人口は、合併当時の平成18年度で130,696人でしたが、その後、年々減少している一方、世帯数は増加しております。また、出生数については、減少傾向にあります。

人口及び世帯数

【単位：人／世帯】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
総人口	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365	-4.39%
総世帯数	44,638	44,875	45,017	45,323	45,625	2.21%

(資料：各年度末〔3.31現在〕住民登録)

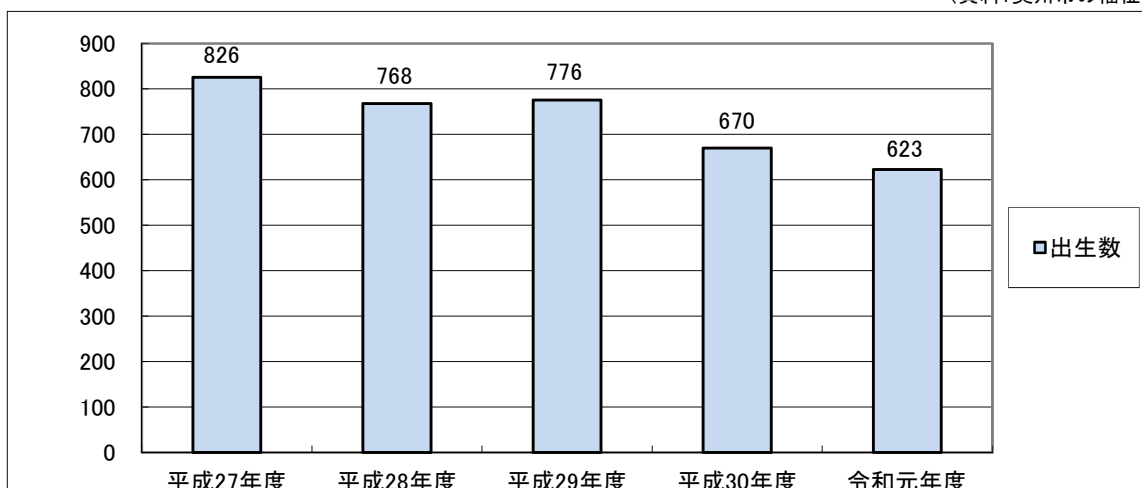


出生数

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
出生数	826	768	776	670	623	-24.57%

(資料：奥州市の福祉)



2 世代別人口の推移

世代別人口の推移をみると、0～14歳と15～64歳の減少傾向が表れています。その一方、65歳以上の人口が増加傾向にあり、少子高齢化の進展を裏付けています。

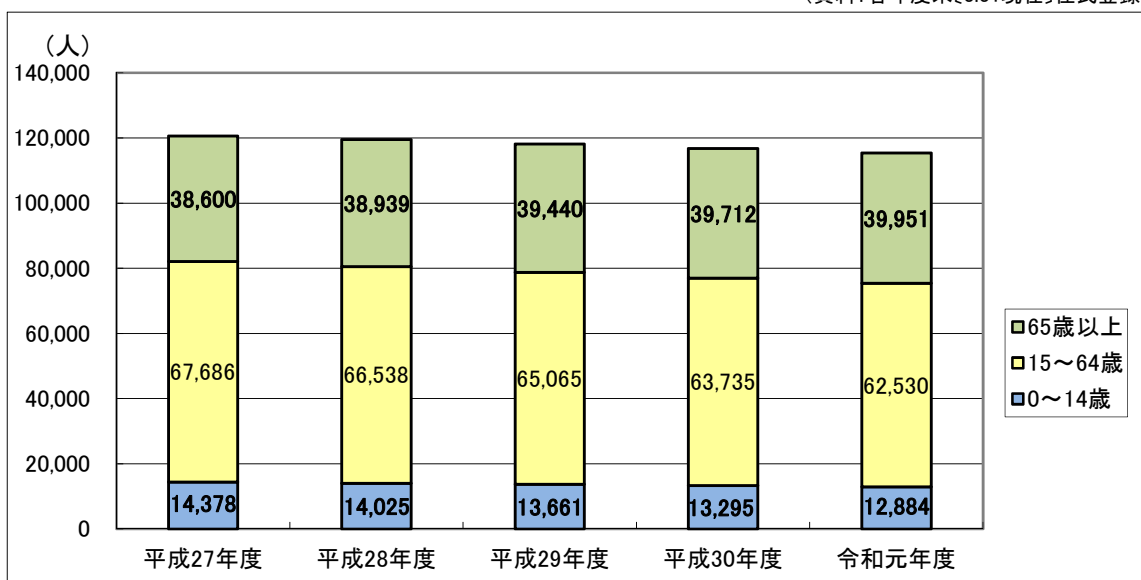
高齢化率では、全国平均、岩手県平均を大きく上回り、年々高くなってきています。

世代別人口

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
0～14歳	14,378	14,025	13,661	13,295	12,884	-10.39%
15～64歳	67,686	66,538	65,065	63,735	62,530	-7.61%
65歳以上	38,600	38,939	39,440	39,712	39,951	3.49%

(資料：各年度末[3.31現在]住民登録)

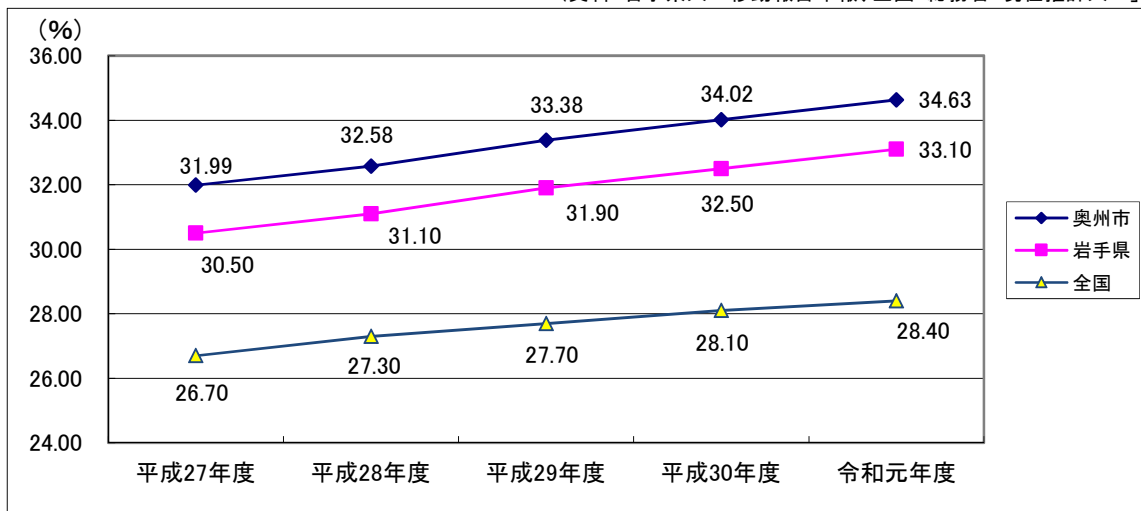


高齢化率

【単位：%】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
奥州市	31.99	32.58	33.38	34.02	34.63	2.64
岩手県	30.50	31.10	31.90	32.50	33.10	2.60
全国	26.70	27.30	27.70	28.10	28.40	1.70

(資料：岩手県人口移動報告年報、全国：総務省「現在推計人口」)



3 在宅一人暮らし高齢者の状況

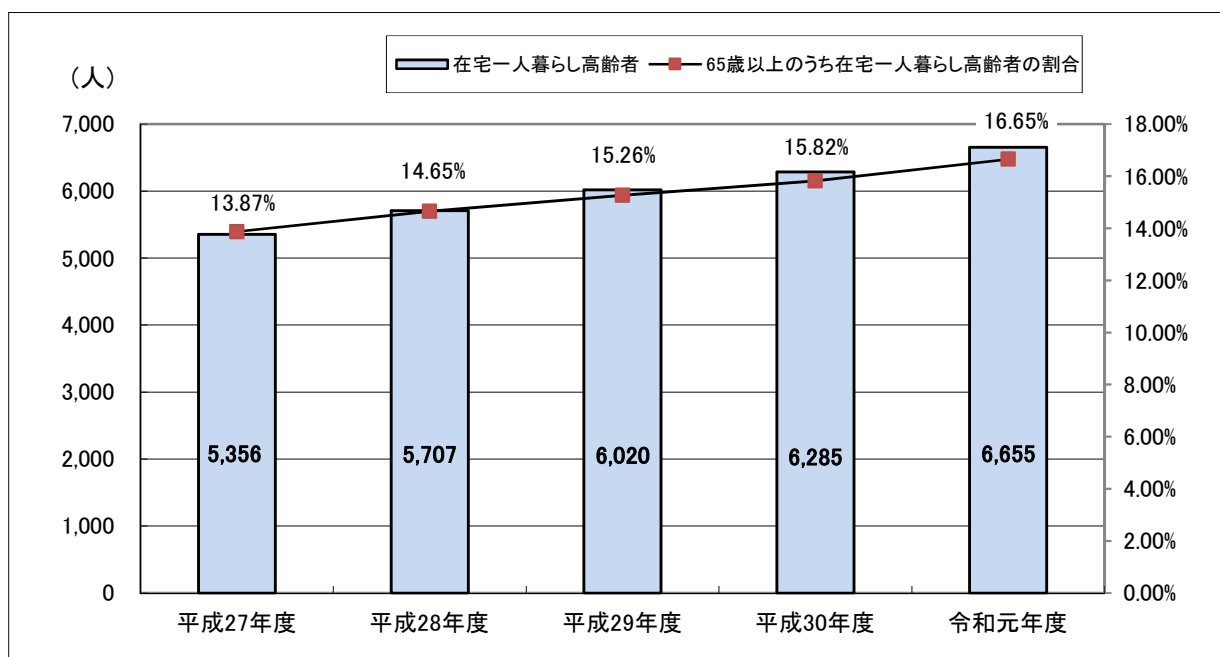
在宅一人暮らし高齢者（65歳以上）は、増加傾向にあり、高い割合を示しています。
高齢者人口の増加のほか、少子化や核家族化など、様々な要素の理由が考えられます。

在宅一人暮らし高齢者及び65歳以上の人口

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
65歳以上(再掲)	38,600	38,939	39,440	39,712	39,951	2.59%
在宅一人暮らし高齢者	5,356	5,707	6,020	6,285	6,655	16.61%
65歳以上のうち在宅一人暮らし高齢者の割合	13.87%	14.65%	15.26%	15.82%	16.65%	13.65%

(資料：奥州市の福祉)



4 障がい者の状況

障害者手帳を所持している人は、令和2年3月31日現在で7,176人で、人口の6.22%となっています。

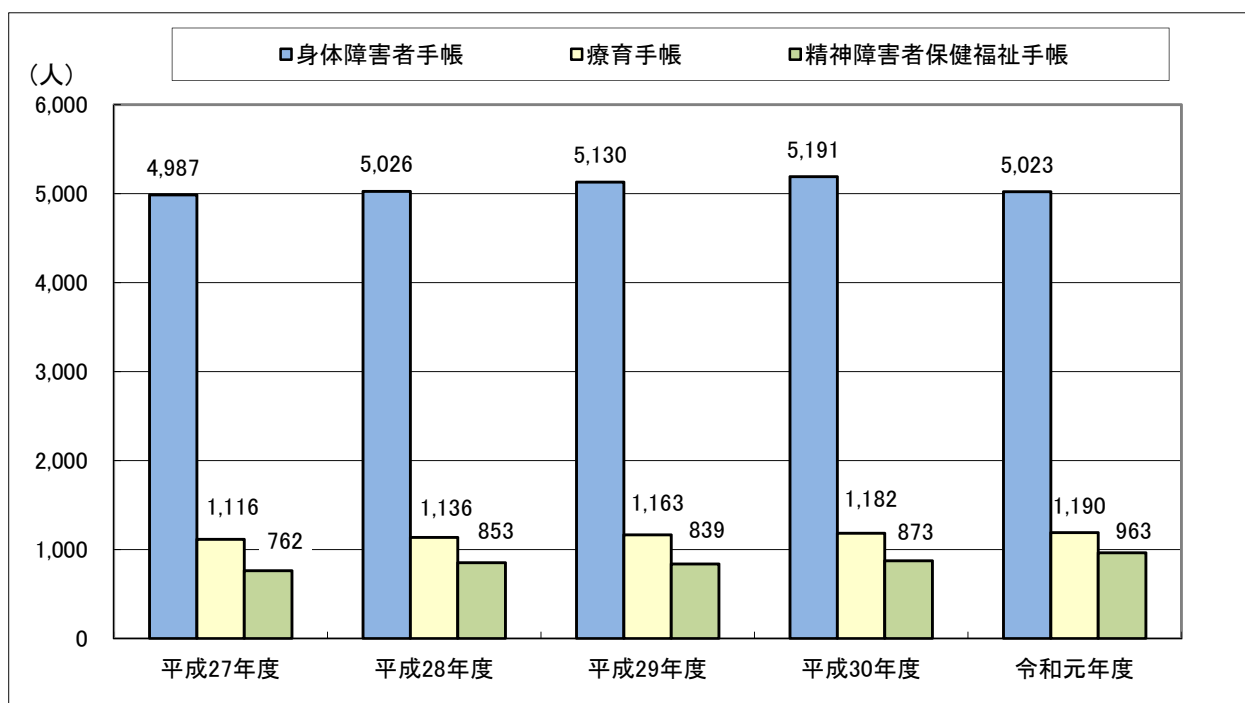
内訳は、身体障害者手帳所持者5,023人、療育手帳（知的障害のための手帳）所持者1,190人、精神障害者保健福祉手帳所持者963人となっています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	H27-R1比較
身体障害者手帳	4,987	5,026	5,130	5,191	5,023	0.72%
療育手帳	1,116	1,136	1,163	1,182	1,190	6.63%
精神障害者保健福祉手帳	762	853	839	873	963	26.37%
計	6,865	7,015	7,132	7,246	7,176	4.53%

（資料：奥州市の福祉）



5 生活保護の状況

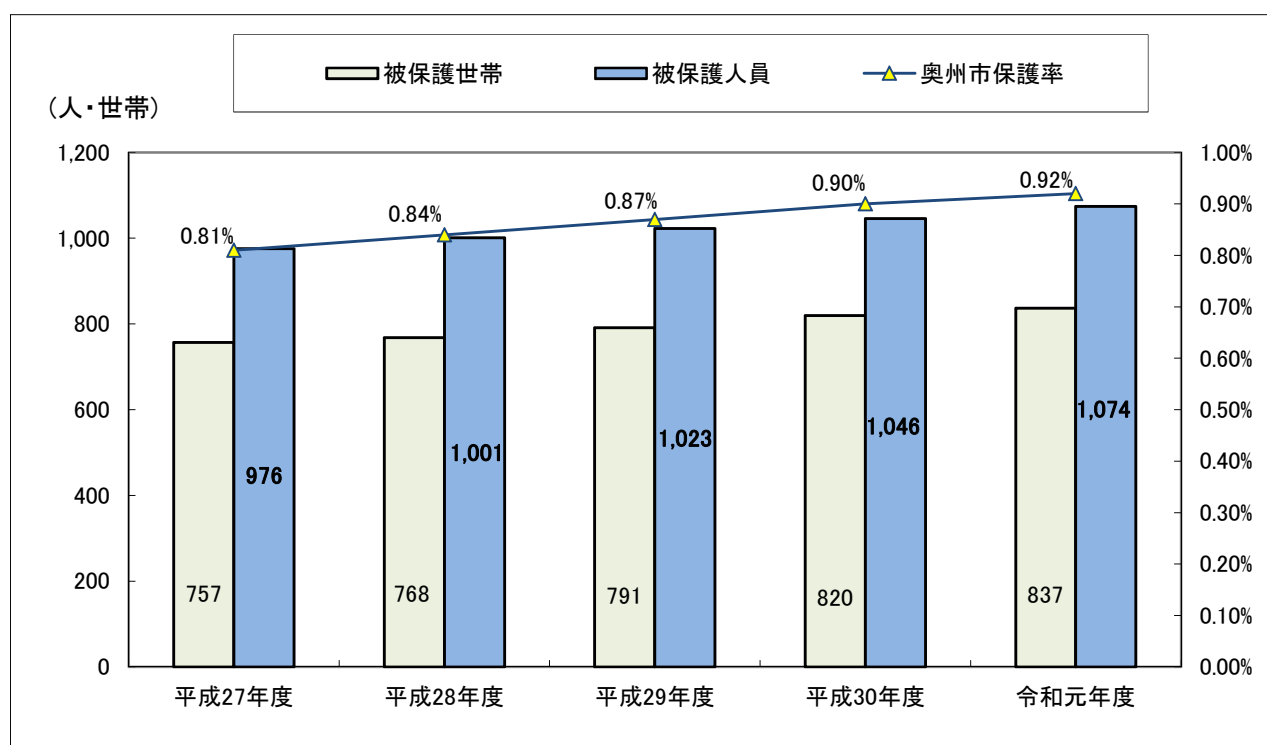
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和元年度の生活保護の状況は、被保護世帯837世帯、被保護人員1,074人で、前年度と区画し17世帯、28人増加しています。

【単位：人／世帯】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保護世帯	757	768	791	820	837
被保護人員	976	1,001	1,023	1,046	1,074
奥州市保護率	0.81%	0.84%	0.87%	0.90%	0.92%
岩手県保護率	1.08%	1.07%	1.05%	1.05%	1.05%
全国保護率	1.71%	1.69%	1.67%	1.67%	1.64%

(資料：奥州市の福祉)



6 民生児童委員の活動状況

奥州市では323人の民生児童委員を配置し、福祉活動の推進のために活動しています。

令和元年度の相談・支援件数は、9,812件となります。その内容は多岐にわたっており、子どもの地域生活が多く、次いで日常的な支援、在宅福祉となっています。

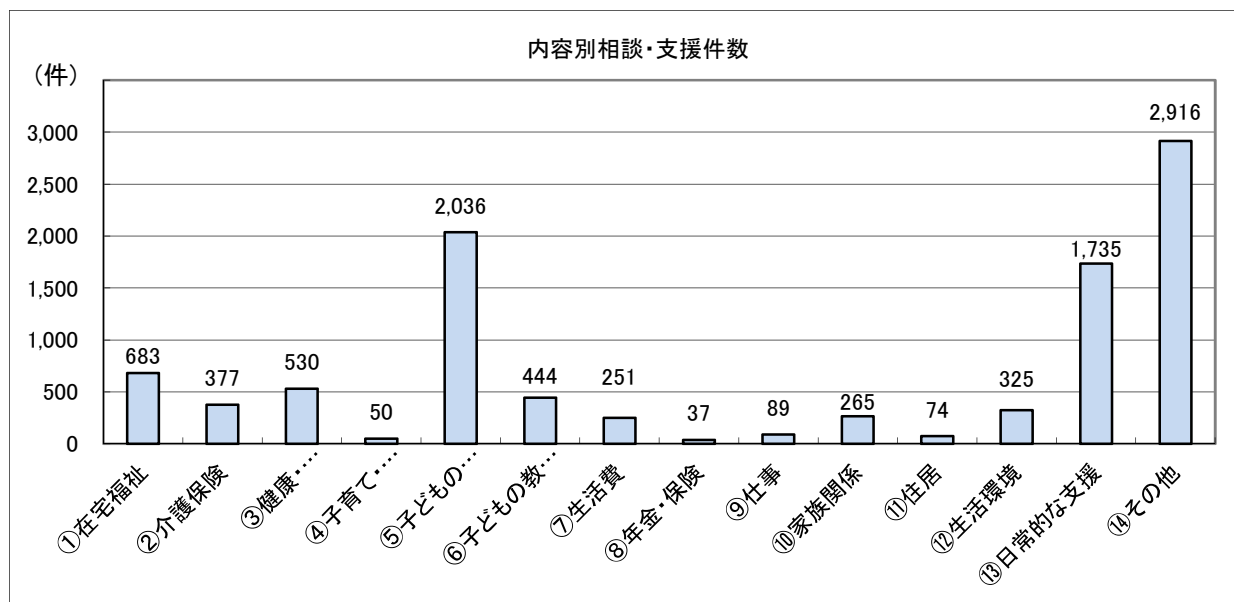
分野別相談・支援件数は、高齢者に関することが約半分を占め、次いで子どもに関するものとなっています。

令和元年度分報告

1 内容別相談・支援件数

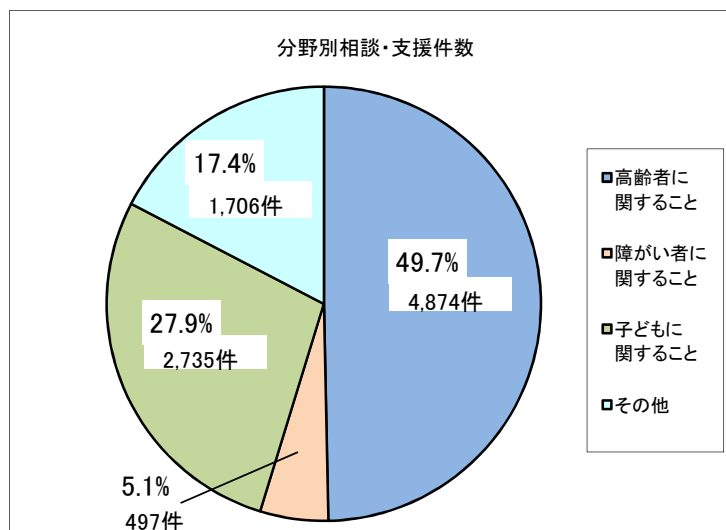
【単位:件】

	① 在宅福祉	② 介護保険	③ 健康・保健医療	④ 子育て・母子保健	⑤ 子どもの地域生活	⑥ 子どもの学校教育・	⑦ 生活費	⑧ 年金・保険	⑨ 仕事	⑩ 家族関係	⑪ 住居	⑫ 生活環境	⑬ 日常的な支援	⑭ その他	計
民生委員	683	377	530	50	2,036	444	251	37	89	265	74	325	1,735	2,916	9,812
(再掲)主任児童委員	3	0	3	13	141	264	0	0	0	5	0	3	2	43	477



2 分野別相談・支援件数 【単位:件】

	関するに 高齢者	関するに 障がい者	関するに 子ども	その他	計
民生委員	4,874	497	2,735	1,706	9,812
(再掲)主任児童委員	32	0	419	26	477



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

2 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障害の有無にかかわらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活するという考え方に基づいた地域社会の実現を図るため、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

平成28年6月に、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定をうけ「地域共生社会の実現」を推進するため各種法改正がなされてきたところです。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るため、基本方針の大項目に次の（１）から（３）までを定め取組を推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大が脅威となり、様々な活動や取組について看過できない影響はあるものの、感染症対策に十分配慮しながら、地域福祉計画に定める取組を推進します。

（１）福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として「我が事」として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

（２）福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活課題を「我が事」として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を推進していきます。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

（３）包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を丸ごと受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

第3期奥州市地域福祉計画 体系図

基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

基本方針

施策の基本方向

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

- (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護事業の周知と利用支援

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

第4章 施策の基本方向

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として「我が事」として捉え、その課題を「丸ごと」受け止められる住民主体の支援体制を構築し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障害、子育てなど、各分野で今までと同様に制度に応じた支援を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。また、地域生活課題は平常時だけにとどまらず、災害時に避難行動要支援者を避難させる体制構築も近年の課題となっています。

このような課題を解決するためには、地域住民同士の支援体制の構築が重要となることから、地域住民一人一人が地域生活課題を「我が事」として捉え、住民の福祉ニーズに対応して地域住民が主体となり新たな福祉サービスの創出を検討するなど、地域の中で支え合う仕組みづくりを進めます。

(1) 地域の見守り体制の充実・強化

【課題認識】

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などが抱える生活課題の早期発見や解決には、近隣者や民生児童委員等が協力して日常的な見守りや声掛けを行うことが必要です。しかし、地域住民の生活課題を情報共有する場がなく、支援につながりにくい課題があり、結果として民生児童委員に過度な負担がかかる場合があります。過度な負担感は、地域の相談役として重要な役割を担う民生児童委員の欠員につながってしまいます。

【対応方針】

見守りや支援を必要とする方の近隣者やご近所福祉スタッフが中心となり、民生児童委員だけに頼らない地域の見守り体制の充実・強化を図ります。また、関係課が取り組んでいる見守り支援事業を推進し、関係機関との情報共有を図りながら支援へつなげます。

【関連する施策】

- ・見守り支援事業と関係機関との情報共有
(市の取組)

みまもりおーネット、はいかいSOSネットワーク事業、消費者安全確保地域協議会

- ・地域セーフティネット会議の立ち上げによる見守り体制の構築
(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、「にこにこネット」見守り・安心台帳、緊急連絡カード、福祉活動推進員（行政区長）、ご近所福祉スタッフ、福祉活動専門員

(2) 日常生活を支え合う仕組みづくり

【課題認識】

買い物、通院、除雪などの困りごとは優先する地域生活課題としてあげられますが、地域住民の支え合い活動が構築されていない、高齢化により協力者が不足しているなどの理由により日常の困りごとが解決しないという課題があります。日常の困りごとの解決には、既存の福祉サービスだけでは対応が十分ではありません。

【対応方針】

地域生活課題を「我が事」として捉え、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めます。また、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスを実施する、または協力を発掘するなどの取組を検討する際には、社会福祉協議会が中心となって支援します。

【関連する施策】

- ・地域ケア会議による地域の共通課題の共有
(市の取組)
地域ケア会議
- ・地域の要援護者の把握と日常の見守りや軽易な生活支援の取組推進
(社会福祉協議会の取組)
小地域ネットワーク事業、「にこにこネット」見守り・安心台帳、ささえあいの会、外出支援サービス事業
- ・住民主体の支え合い活動の取組事例や手引作成などの情報発進
(社会福祉協議会の取組)
ホームページ、SNSによる情報発信

(3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり

【課題認識】

高齢者が身内や近隣との関わりあいを希望するものの、介護サービスの利用により関わりあいが少なくなることから、その人らしい生き方や生きがいにつながりにくい課題があります。

【対応方針】

その人らしい生き方や生きがいにつながるように、住民主体の生活支援活動に支えら

れ、地域と交流できる機会づくりを支援します。

【関連する施策】

- ・住民支援に関するアセスメント指導や研修会の実施
（市の取組）
住民主体の支援に関する研修
- ・住民による支え合い活動、生活支援サービスと介護サービスの連携推進
（社会福祉協議会の取組）
小地域ネットワーク事業、ふれあいいきいきサロン、ささえあいの会

（４）助け合いを醸成する情報共有・情報発信

【課題認識】

多様で複合的な生活課題を抱える世帯の増加や地域のつながりの希薄化、さらには個人情報保護の取扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になり、必要な支援につながりにくい課題があります。

【対応方針】

地域の支援者で必要な情報を共有し、見守りやサービスにつなげるための体制を構築します。また、地域生活課題を解決するために地域が主体となり解決していく仕組みをつくり、住民参加を呼びかけます。

【関連する施策】

- ・避難行動要支援者名簿による支援者間の情報共有の推進
（市の取組）
避難行動要支援者名簿
（社会福祉協議会の取組）
小地域ネットワーク事業、「にこにこネット」見守り・安心台帳
- ・情報共有時する際の個人情報の取扱基準を示したガイドラインの策定
（社会福祉協議会の取組）
情報共有ガイドライン、広報事業

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりについて奥州市社会福祉協議会が取り組む小地域ネットワーク事業を中心に進めます。また、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流が図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

(1) 地域福祉活動の拠点づくり

【課題認識】

地域住民が地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、生活課題を抱えた住民に限らず、誰でも気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所を住民に身近な圏域の中で設置する必要があります。

【対応方針】

行政区単位で実施する地域セーフティネット会議を基盤とした圏域で地域住民の主体的活動を促進します。必要に応じて地域生活課題を解決していく上で最適な圏域となるように住民理解を得ながら見直しを検討していきます。

誰でもいつでも利用できる地域の居場所をつくり、地域生活課題を早期に発見する場として地域の集会所や地区センター等の活用を検討していきます。

【関連する施策】

- ・地域住民の誰もが気軽に利用できる施設整備の促進

(市の取組)

地区センターを改修する際のバリアフリー化

- ・地域住民が主体となり課題解決に取り組むための身近な圏域での活動の推進

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、福祉活動専門員、ふれあいいきいきサロン、地域食堂

(2) 地域福祉活動に向けた財源確保

【課題認識】

公費財源が不足する中で地域住民が主体的に地域生活課題を解決していく取組を実施する際は、財源の確保が課題となります。福祉分野に限らない有効活用できる財源の検討と事業の効果・効率の向上を図る必要があります。

【対応方針】

財源難を理由に地域福祉の推進が消極的になることを避けるため、中長期的な公費財源の確保が必要であり、福祉分野に限らず、まちづくりと都市計画の推進に関連する補助金等の活用を検討します。

【関連する施策】

- ・まちづくり推進に関連する補助事業の活用推進

(市の取組)

集会施設整備補助事業、生活支援体制整備事業

- ・都市計画の推進に関連する補助事業の活用推進

(市の取組)

奥州市立地適正化計画の策定による公共事業の補助率上乘せや特別な事業債の活用

(社会福祉協議会の取組)

共同募金

(3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

【課題認識】

個人の防災意識は高まりつつあるものの、災害時に他者の支援がなければ避難できない避難行動要支援者を避難させるための支援体制の構築状況は地域により差があるのが現状です。

避難行動要支援者が安全に避難できるように、地域の福祉関係者と自主防災組織との連携強化により、平常時からの見守りや避難支援体制の構築が必要となっています。

【対応方針】

避難行動要支援者名簿の更新を平常時から定期的に行い、市と社会福祉協議会が名簿情報を共有することで、突然の発災にも対応できる体制の構築を進めます。

災害時に機能する体制を構築するために、市は社会福祉協議会、民生児童委員、地域の福祉関係者、自主防災組織等との連携強化を進めます。

【関連する施策】

- ・ 平常時の避難行動要支援者名簿の定期更新と関係者間の情報共有の推進

(市の取組)

社会福祉協議会・危機管理課・福祉課の3者による連絡会

- ・ 地域セーフティネット会議を活用した地域の避難支援体制構築のための取組推進

(市の取組)

自主防災組織

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、緊急連絡カード、「にこにこネット」避難行動要支援者台帳

- ・ 災害発生の高危険度地域を優先した避難行動要支援者台帳の作成

(市の取組)

奥州市地域防災計画、奥州市避難行動要支援者避難支援計画、避難行動要支援者名簿

(社会福祉協議会の取組)

「にこにこネット」避難行動要支援者台帳

- ・ 避難行動要支援者を含めた避難訓練の普及促進

(市の取組)

奥州市総合防災訓練、自主防災組織

- ・地域における見守りの体制強化の推進

- (市の取組)

- 民生児童委員、はいかいＳＯＳネットワーク事業

- (社会福祉協議会の取組)

- 民生児童委員、福祉活動推進員（行政区長）、ご近所福祉スタッフ

- ・対象者を特定しない見守り活動と地域における孤立防止の推進

- (市の取組)

- みまもりおーネット

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

地域において積極的な地域福祉活動が展開され、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、住民自身が地域に関わることが不可欠です。住民自身が地域福祉を支える役割を持ち、主体的に地域と係わり、活躍できる地域共生社会を目指します。住民が地域生活課題を「我が事」と捉える意識の醸成のため、情報発信や福祉教育を充実させるほか、地域における社会福祉活動への支援事業を推進します。

また、多様で複合的な地域生活課題に対応できる多種多様な地域福祉活動の担い手の確保と育成を図り、行政、関係機関、地域とが連携できる体制の構築を推進します。

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

生活の中で移動手段に困難を抱える移動制約者が、安心して地域生活を送れるように、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり取り組んでいきます。

(1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

【課題認識】

人口減少、高齢化等の要因により交通や流通機能の弱体化が進み、買い物や通院における目的地までの移動が困難な地域があります。自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって、主な移動手段はバスや電車等が考えられますが、最寄りのバス停や駅までの距離が遠く、その間の移動手段も課題となります。また、公共交通機関利用者の減少により、バス路線の廃止も進んでいます。

外出するための移動手段が乏しい環境は、生活への不安や引きこもり、高齢者の運転免許証返納のしほりなど、様々な課題につながってしまう恐れがあります。

【対応方針】

交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議などを活用して地域の福祉ニーズや情報を把握し、タクシー会社、社会福祉法人等が行うサービスの活用と地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討していきます。

【関連する施策】

- ・民間活動の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等に定める取組の推進
(市の取組)

第3次奥州市バス交通計画、奥州市都市再生整備計画

- ・地域における福祉ニーズの確認と支援体制の構築
(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、障がい者等地域生活支援事業

2 地域福祉を支える地域団体の活動推進

多様で複合的な地域生活課題に対応していくためには、地域福祉を支える様々な団体の活動を推進していくことが必要となります。

民間事業所による新規事業の参入、社会福祉法人の地域に根差した取組み、地域における社会福祉活動のさらなる推進に向け、情報発信や活動助成事業等を通じて支援します。

(1) 新規事業の参入を促進させる支援体制

【課題意識】

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。

様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスなどの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

【対応方針】

地域福祉を目的とする多様な新規サービスの振興と参入を促進し、公的福祉サービスとの連携を図ります。

社会福祉の向上を目的とする新規事業の展開を検討している民間事業所が参入しやすい環境整備を推進します。

【関連する施策】

- ・ 新規事業の参入を促進するための情報発信
- ・ みまもりおーネットを活用した職種多様な事業所参入の推進
- ・ 民間事業所の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等の推進

(市の取組)

みまもりおーネット、奥州市都市再生整備計画

(2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備

【課題意識】

地域における福祉ニーズが高まっていることを一因として、近年、福祉サービスの提供主体が拡充しており、社会福祉法人においても地域に根差した取組が期待されています。平成 28 年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて「地域における公益的な取組」が責務として明記されました。

しかし、福祉ニーズの把握が困難であり、また対応する人員や資金的な余力が十分でない法人もあることから、公益的な取組が進んでいないのが実情です。

社会福祉法人が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、事業所や施設の利用者だけではなく、地域に暮らす住民を支えることが必要となります。

【対応方針】

社会福祉法人は、地域生活課題に目を向け、地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。奥州市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人同士の情報交換や連携体制の整備を推進します。

また、市は地域の福祉活動の中心となる施設や事業に対しての活動支援を推進します。

【関連する施策】

- ・住民に近く寄り添った事業を展開する奥州市社会福祉協議会への支援推進
- ・地域に根差した活動につながる事業の情報提供

（市の取組）

社会福祉協議会運営費補助、社会福祉施設管理運営補助、日本赤十字、奥州市献血推進協議会、みまもりおーネット

- ・地域の福祉ニーズを把握し、情報共有の機会とする情報交換会等の推進

（社会福祉協議会の取組）

市内社会福祉法人ネットワーク会議

（３）地域における社会福祉活動の推進

【課題意識】

住民がボランティアを始めたいと思った際に、情報が整理されていないことが要因で、必要な情報が入手困難な状況にあることが課題となっています。新たに参画しようとする人、団体への支援に取り組み、市内のボランティア活動をはじめとする社会福祉活動の普及と発展に尽力する必要があります。

また、地域における社会福祉活動は、第３層の行政区による展開を想定していますが、地域によっては第２層の地区振興会などの負担が大きくなる状況が考えられることから、活動に対する支援と人材の育成が必要です。

【対応方針】

ボランティアに関心を持った人が機会を逃すことなく、ボランティア活動につなげてもらうために、情報をわかりやすく発信し、行動に移しやすい環境整備に努めます。

地域の社会福祉活動を担う組織が過度な負担感を抱えないように、専門職や助成事業等で支援することで、主体的な幅広い活動の推進を図ります。

また、ボランティア活動や地域福祉を推進する人材を広く育成し、それらが連携し、調整のとれる仕組みを構築します。

【関連する施策】

- ・活動の内容を理解してもらうためのわかりやすい情報提供

（市の取組）

日本赤十字、奥州市献血推進協議会

- ・ボランティア活動のわかりやすい情報提供とマッチングの推進

- ・行政、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、市民活動支援コーディネーター、生活支援コーディネーター等の連携推進
- ・地区振興会などの地域づくり活動団体、NPO法人など市民公益活動団体に対する社会福祉活動の専門家の派遣支援
- ・福祉活動専門員による地域住民と協働し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援「伴走型」支援の展開
(社会福祉協議会の取組)
福祉懇談会、ボランティア・市民活動センター、福祉活動専門員

3 地域福祉を支える人材の育成

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。福祉教育の充実、様々な年代が生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

また、地域で子どもや子育て世代を支える仕組みを構築し、顔がわかる関係づくりの推進と問題の早期発見につなげます。

(1)「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進

【課題意識】

近年、地域の住民同士の関係が希薄化し、地域の活動へ参加する住民が減少している傾向にあります。また、高齢化や人口減少が要因となり、地域福祉を推進する担い手が減少していることから、地域活動の停滞も懸念されています。

地域活動を展開するためには、地域福祉を支える住民一人一人が地域福祉に関心を持ち、ともに支え合える関係を地域の中で形成していくことが重要です。

幼少期から地域と係わること、教育機関において福祉教育を充実させることにより、福祉に触れる機会を多く提供し、福祉的意識の醸成と主体性を図ることが重要です。

【対応方針】

地域住民の福祉的意識の醸成のために、福祉に関する情報を正確にわかりやすく提供する仕組みの充実・強化を図ります。

福祉懇談会や各種制度説明会に、多くの住民が参加することで活発な意見交換が行われることを期待して、参加を促すはたらきかけを行います。

学校教育において、学校、地域、行政が連携し、ハンディキャップ体験や福祉施設訪問など様々な福祉教育が積極的に展開されるように支援します。

【関連する施策】

- ・各種制度の説明、意見交換を行う機会の提供

(社会福祉協議会の取組)

福祉懇談会

- ・福祉的意識の醸成と主体性につなげる活動と福祉教育の充実に向けた支援の推進

(市の取組)

日本赤十字、奥州市献血推進協議会、広報

- ・先進的な活動事例の発信と地域の福祉ニーズに応える取組に対する支援
- ・地域の福祉活動の幅を広げていくための地域外の住民や団体との交流会、勉強会等の開催

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、福祉懇談会、ふれあいいきいきサロン、ボランティア・市民活動センター、福祉活動専門員

(2) 地域を担う人材の育成

【課題意識】

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。しかし、若者の地域参画が減っていることで、地域役員等の後任が見つからず、何年も同じ人が役職を担う、または兼務する状況が増加し、地域役員の高齢化と負担感の増加が課題となっています。若者を中心に、地域福祉を担う人材の確保や育成を幅広く図るとともに、福祉サービスや社会資源と結びつけながら、協働による取組が必要です。

また、地域の見守りを主に担う民生児童委員やご近所福祉スタッフは、地域福祉を支える重要な立場にありますが、地域ごとの意識の違いや仕事量の多さなどから、活動について負担感や悩みを抱えることが多く、成り手不足が生じています。地域福祉を支える一部の役職への負担が偏ったものにならないために、必要な環境整備を進め、活動の充実につなげることが重要です。

【対応方針】

次世代を担う子どもや若者が地域で活躍できる場づくりと、地域を支えることに役立つ研究や事業等を行っている若者に対し、企業等と連携しながら支援します。様々な年代が生き生きと活動できる環境をつくり、地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターなどの育成を推進します。

また、民生児童委員等の負担軽減に向け支援するとともに、地域に民生児童委員の必要性を理解してもらい、成り手不足の解消に努めます。

【関連する施策】

- ・民生児童委員連合協議会への補助及び民生相談員の配置

(市の取組)

民生児童委員連合協議会補助金、民生相談員の配置

- ・地域セーフティネット会議からの要請に応じたアウトリーチの実施

- ・地域生活課題に取り組む意欲がある若者の発掘とリーダーとして育成するための研修会の開催

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、福祉活動専門員、ファミリーサポートセンター事業

(3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

【課題意識】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、住民同士の関係が希薄になってきています。地域では、孤立や不安を抱えながら子育てをしているひとり親世帯、ワンオペ育児の家庭、働きながら子育てしている家庭、待機児童の問題を抱えている家庭が増加しています。しかし、地域住民が若い世代と接点を持つ機会が少なく、考え方や困りごとを知る機会が少ないため、生活課題を抱える若い世代への支援につながりにくい課題があります。

【対応方針】

地域住民が参加する世代間交流等を行い、顔の見える関係をつくることで、気にかかる家庭を早期に発見できるように支援します。また、子育て世帯が地域の力や福祉サービス等を気兼ねなく活用できる環境づくりを進めます。

地域で子育て世代を支援する体制を構築することで、地域全体で子育てしているという雰囲気の醸成を目指します。

【関連する施策】

- ・子育て家庭と関わる機会においての子育てサービス等の周知
- ・医療的なケアを必要とする児童が就学前の保育所入所等を希望した場合に、常時対応できる体制構築の推進

(市の取組)

放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業、医療的ケア児・重症児対策、子育て支援拠点事業

- ・ファミリーサポートセンター等を活用した子育て世代の支援体制の推進
- ・地域セーフティネット会議を中心に据えた世代間交流の取組推進

(社会福祉協議会の取組)

ファミリーサポートセンター事業、小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障害福祉、児童、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきましたが、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を丸ごと受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援に取り組みます。

また、地域の権利擁護の支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげるための体制の構築を図ります。

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

(1) 権利擁護事業の周知と利用支援

【課題意識】

他者の支援が必要な金銭管理に不安をもつ方や身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱える方は、今後さらに増加していくと考えられます。

成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方が増える一方で、住民や福祉関係者に制度が十分に理解されていないこと、また制度を利用する際の手続きの複雑さが課題となっています。

【対応方針】

支援が必要になっても、その人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、制度利用を円滑に進めるための体制整備や情報提供、利用支援の取組を進めます。

【関連する施策】

- ・ 権利擁護に関する制度についての周知と理解の促進
- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの構築
 - (市の取組)
 - 権利擁護推進事業、市長申立による成年後見制度利用の支援、奥州市成年後見制度利用支援事業
 - (社会福祉協議会の取組)
 - 権利擁護あんしんセンター、日常生活自立支援事業
- ・ 成年後見制度利用促進法に基づく制度の利用促進を図る取組
 - (市の取組)
 - 成年後見制度の利用促進基本計画（市町村計画）、中核機関の設置

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題など個人や世帯が抱える生きづらさやリスクなどの課題が複雑化・多様化しています。関係機関や分野を越えた庁内連携で課題を丸ごと受け止める包括的な支援に取り組みます。個人や世帯が抱える複雑化・多様化する課題は、相談支援だけでは解決しないケースがあり、就労支援など本人に寄り添ったアフターフォローが必要となります。

(1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制

【課題認識】

生活していく上で生じる地域生活課題は、介護、障害、子育て等にとどまらず、生活困窮、住まい、就労など「暮らし」と「しごと」の全般まで及び、各制度の枠組の中でのみ対応していくことには限界があります。特に、生活困窮者は住まいや就労などの課題を複合的に抱えている、自ら相談に行くことができない、さらには支援を拒否している場合などがあり、相談支援につながりにくい現状があります。

【対応方針】

支援が届いていない方に支援を届けるためのアウトリーチ（訪問型支援）による継続的支援と支援関係機関との連携により潜在的な相談者を見つけていきます。相談者の課題と支援に向けたニーズを整理し、利用可能な福祉サービスにつなげながら、庁内関係各課と相談支援事業者とが連携を図りながら支援を行います。また、支援の際は、本人や世帯が抱える問題の解決はもちろんのこと、生きる意欲や力、希望といった思いを引き出しながら支援を考えていきます。

【関連する施策】

- ・ 潜在的な生活困窮者と生活課題を抱える世帯を把握するためのアウトリーチ（訪問型支援）の推進
 - （市の取組）
 - 生活困窮者自立相談支援事業、アウトリーチ（訪問型支援）、奥州市自殺対策計画、ゲートキーパー養成事業、胆江地区保護司会
 - （社会福祉協議会の取組）
 - 暮らし・安心応援室
- ・ 庁内関係各課と相談支援事業者とが連携した課題解決
 - （市の取組）
 - 無料法律相談、支援会議、ごみ屋敷未然予防、一時生活支援事業、奥州市住生活基本計画、就労的活動支援コーディネーター、就労関係機関の連携（公共職業安定所、ジョブカフェ奥州、胆江障害者就業・生活支援センター等）、重層的支援体制の整備
 - （社会福祉協議会の取組）
 - 暮らしとこころの総合相談会、心配ごと相談所

(2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制

【課題認識】

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくためには、福祉、保健、医療の関係課はもちろんのこと、福祉分野以外のまちづくり、商工、農林水産、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画等との全庁的な連携が必要です。

【対応方針】

「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制として関係課の情報共有を図る連絡会議等を開催し、課題解決に向けた方策を協議していきます。

【関連する施策】

- ・地域で安心して生活できる見守り体制の充実・強化と環境整備の推進

(市の取組)

消費者安全確保地域協議会の設置、みまもりおーネット、生活ごみや資源物の適正分別・排出支援、交通安全教室、騒音・悪臭等住環境悪化の未然防止、奥州市都市計画マスタープラン、奥州市立地適正化計画の策定、重層的支援体制の整備

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業

- ・障害の有無に係わらない全ての職員が働きやすい職場づくり

(市の取組)

奥州市障がい者活躍推進計画

- ・持続可能性や地域活力を高めるための、まちづくりと連動した公共交通の再構築

(市の取組)

第3次奥州市バス交通計画

- ・地域づくり活動団体や市民公益活動団体との協働による男女共同参画への理解促進

(市の取組)

男女共同参画推進事業

- ・地域支援者と自主防災組織との連携による避難行動要支援者の安全な避難支援体制の構築

(市の取組)

奥州市地域防災計画、奥州市避難行動要支援者避難支援計画

- ・抱える課題の段階に応じた就労支援を行うための就労関係支援機関との連携推進

(市の取組)

生活支援体制整備事業

(社会福祉協議会の取組)

くらし・安心応援室

- ・農福連携に向けた農業者と福祉事業所とのマッチング支援

(市の取組)

奥州市農業振興ビジョン（農福連携の推進）

- ・高齢者が支え手として社会参加できる仕組みづくりの推進

(市の取組)

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・福祉懇談会の開催

(社会福祉協議会の取組)

福祉懇談会

(3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

【課題認識】

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題等の制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加する一方、地域のつながりの希薄化、個人情報保護の取り扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になっています。

また、複合的な生活課題を抱える世帯の対応には、地域住民の見守りと支援だけでは対応が困難であるため、専門機関や専門職員による定期的な訪問と同行支援などを計画的かつ継続的に行うなど、地域の見守りと両輪で支援していく必要があります。

【対応方針】

悩みを抱える方の生活課題を地域の支援者間で情報共有するために地域セーフティネット会議を中心とした仕組みをつくり、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

また、相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくれます。

【関連する施策】

- ・制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援の推進
- ・適切な相談支援につなげるための相談しやすい相談窓口の設置

(市の取組)

第3次奥州市バス交通計画、消費者安全確保地域協議会の設置、生活困窮者自立相談支援事業、奥州市障がい者計画、奥州市高齢者福祉・介護保険事業計画、重層的支援体制の整備、アウトリーチ（訪問型支援）

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、暮らし・安心応援室、福祉活動推進員（行政区長）、ご近所福祉スタッフ、福祉活動専門員

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

複雑化・多様化する地域生活課題と福祉ニーズに対して制度横断的な相談支援体制を構築し、どこの窓口で相談を受けても断らずに適切な支援につなげていきます。また、必要な福祉サービスの情報発信に努めます。

(1) 住民に身近な相談支援体制の整備

【課題意識】

住民が生活課題を抱えたときに、どこの窓口で相談したらよいかわからないことから課題を抱え込んでしまう状況や相談窓口があること自体を知らず支援につながりにくい状況があります。各担当部署は、必要な情報提供と住民が相談しやすい雰囲気づくりに努める必要があります。

また、情報を得るための手段と媒体が限られている方には、身近なところで情報を得られる環境が必要となります。

【対応方針】

住民の身近に既存の相談窓口があることを、正確に理解しやすく伝えられるような情報提供の方法を検討します。また、複合的な生活課題を抱える世帯の相談をどこの窓口で受けも断らず、適切な支援につなげて住民が安心して相談できる体制を構築します。

【関連する施策】

- ・福祉サービスの制度が理解しやすく、また相談窓口が一目で確認できるパンフレットの作成と窓口配架
- ・市公式ホームページのほか、SNS、メディアを活用した積極的な情報発信の推進
- ・相談から福祉サービスの利用までが円滑に行われるような体制の構築
- ・制度の狭間の課題と複合的な課題に対して、庁内関係各課と関係機関とが連携して課題解決に取り組む体制の構築

(市の取組)

消費者安全確保地域協議会の設置、奥州市障がい者計画（奥州市基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制強化）、子育て世代包括支援センター「プチベベ」、子育て総合支援センター、重層的支援体制の整備、行旅浮浪人・病人などの法外援護、被災者見舞金・弔慰金

(社会福祉協議会の取組)

小地域ネットワーク事業、地域セーフティネット会議、暮らし・安心応援室、福祉活動専門員

(2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり

【課題意識】

これまで住民からの相談に対しては、制度や事業ごとに各担当分野で対応することを基本としてきました。しかし、住民が抱える地域生活課題と福祉ニーズは複雑化・多様

化が進み、一つの分野だけでは相談から支援までを通して対応することが困難になっています。

相談内容が複雑化・多様化していることから、相談業務を担当する社会福祉従事者の相談援助技術や適切な支援につなげるコーディネート技術の向上が求められています。

【対応方針】

地域生活課題と福祉ニーズの複雑化・多様化が進んでいるため、制度や事業ごとに分断された支援を行うのではなく、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

相談内容が担当分野外の内容だとしても、まずは主訴を聞き取り、しっかりと受け止める必要があります。問題を解決するために制度横断的な対応が必要だと判断した場合は、適切に関係者や関係機関につなげる必要があるため相談支援機関の相互理解と連携を図ります。また、支援する側の支援方法の明確化、連携、役割分担が必要です。

【関連する施策】

- ・職員研修等を通じた相談業務を担当する社会福祉従事者の相談支援とコーディネートの資質向上の推進

（市の取組）

職員向け認知症サポーター養成講座、職員向けゲートキーパー養成研修

- ・ケアプラン点検、自立支援型地域ケア会議、ケアマネジメント支援研修会など行政としてのスキルアップ支援
- ・制度の枠を超えた柔軟で幅広い活動を行うことが可能な福祉活動専門員による継続支援

（社会福祉協議会の取組）

福祉活動専門員

- ・庁内関係各課の連携体制の構築

（市の取組）

重層的支援体制の整備

- ・関係機関で福祉課題を共有し調整

（市の取組）

奥州市福祉課題に係る協議調整会議

（３）利用者のサービス選択を確保する体制づくり

【課題意識】

福祉サービス事業所は、積極的に自己評価や第三者評価に取り組むこととされていますが、第三者評価を施している福祉サービス事業所は少ない現状にあります。

サービス評価の結果が住民に開示されることは、福祉サービスを選択しようとする利用者や家族がサービスの選択の幅を広げることにつながります。

【対応方針】

福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

福祉サービス事業所はサービス評価を行うことで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにして、サービス事業所全体の質と提供する福祉サービスの質の向上につなげることができます。

福祉サービス事業所が展開する福祉サービスの情報について、インターネットを活用した情報発信に努めるとともに、パンフレットを相談窓口と相談支援機関に配架することにより、住民が情報を得やすい環境を構築します。

【関連する施策】

- ・社会福祉法人指導監査での第三者評価の活用状況の確認
- ・インターネットを活用した福祉サービス等の情報発信とパンフレットの窓口配架
(市の取組)

社会福祉法人指導監査、ホームページ、パンフレット作成

第5章 重層的支援体制の構築

1 重層的支援体制について

平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※1）に努める旨、規定されました。

国は、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施し、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年12月に今後の方向性を示しました。その内容は、本人・世帯が有する複合的な課題（※2）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援（※3）を一体的に行う「重層的支援体制」を市町村で構築し推進するものです。

（※1）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備

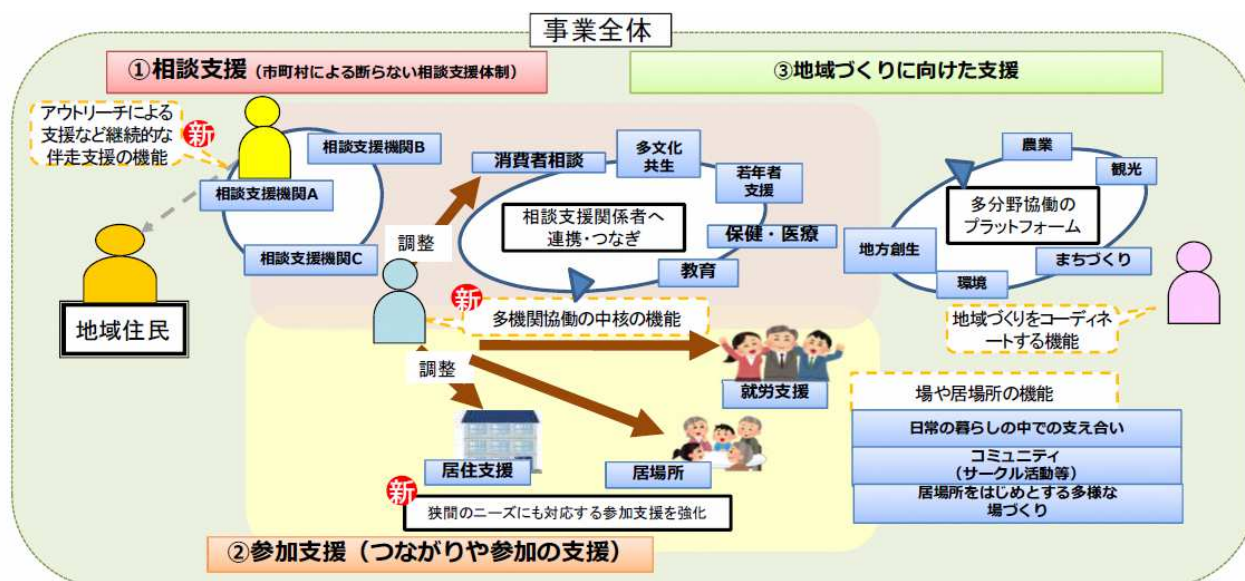
③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

（※2）本人・世帯が有する複合的な課題

一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）

（※3）3つの支援 ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援

重層的支援体制のイメージ(厚生労働省HPより)



2 重層的支援体制の取組みについて

第3期奥州市地域福祉計画における「重層的支援体制」は、地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していくこととします。

【課題認識】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。

これまで実施してきた相談支援は、相談を受けた部署が自ら課題を解決する方策を検討し、解決に向けて支援を実施するという手法でした。直ぐに解決した事例がある一方、近年の複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた部署の担当分野の範囲を超えてしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

地域生活課題を解決するためには、分野を越えた庁内連携による相談支援体制と相談者に寄り添い、伴走する重層的支援体制の構築が急務の課題となっています。

【対応方針】

「相談支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

「参加支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等に関する既存制度については、それぞれの制度が緊密な連携を取って取組を実施します。あわせて、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

「地域づくりに向けた支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。

【具体的な取組】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援	検討期間	支援開始			
参加支援	検討期間		支援開始		
地域づくりに向けた支援	検討期間		支援開始		

【資料編】

資料 1 主な個別計画の解説

奥州市障がい者計画／奥州市障がい福祉計画・奥州市障がい児計画

障がい者計画は、国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がいの現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい福祉及び障がい児福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

奥州市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、幼児期の学校教育・保育の総合的提供とすべての子どもと子育て家庭への支援に重点を置いた事業計画です。

ニーズ調査により、子育ての現状や子育て支援サービスの利用希望等を把握し、それを基にすべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の整備、子育てするすべての人に対する様々な支援の提供、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境を整備することにより、子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えていくまちづくりを目指すものです。

奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画で、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会の構築を目指します。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービスの量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。

奥州市健康増進計画（健康おうしゅう 21 プラン）

市民一人ひとりが等しく健康づくりの大切さを自覚し、健康づくりに積極的に取り組むための環境整備を行うことを目的とした健康増進法に基づく奥州市健康増進計画です。

市民一人ひとりの主体性と地域における協働を大切に、子どもからお年寄りまでが健康で安心して生活できるまちづくりの実現をめざして、市民の健康づくりの施策を総合的に展開していくものです。

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

計画名	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 1	2	3	4	5	6	7	8
奥州市総合計画					前期			後期						前期				後期			
奥州市地域福祉計画								第1期						第2期				第3期			
奥州市障がい者計画								第1期						第2期							
奥州市障がい福祉計画					第1期	第2期	第3期	第4期						第5期	第6期						
奥州市障がい児計画														第1期	第2期						
奥州市子ども・子育て支援事業計画														第1期			第2期				
奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画																					
					第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期											
奥州市健康増進計画 (健康おしゅう21プラン)																					
					第1次			第2次						第3次							
奥州市地域福祉活動計画 【奥州市社会福祉協議会】																					
					第1次			第2次						第3次							
岩手県地域福祉支援計画 【岩手県】																					
					第1期			第2期						第3期							

資料 2 社会福祉法改正の概要

【令和 3 年 4 月 1 日施行】

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 52 号)により改正された社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の主な改正点

1 地域福祉の推進(第 4 条関係)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないことが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務(第 6 条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことが規定されたこと。

(2) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないことが規定されたこと。

3 包括的な支援体制の整備(第 106 条の 3 関係)

厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することが規定されたこと。

4 重層的支援体制整備事業(第 106 条の 4 関係)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法(以下「各法」という。)に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることが規定されたこと。

ア 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

イ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

ウ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備

及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

エ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

オ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

カ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

5 重層的支援体制整備事業計画（第 106 条の 5 関係）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることが規定されたこと。

6 支援会議（第 106 条の 6 関係）

市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができることが規定されたこと。

7 市町村の支弁（第 106 条の 7 関係）

重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすることが規定されたこと。

8 市町村に対する交付金の交付（第 106 条の 8 及び第 106 条の 9 関係）

国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付することが規定されたこと。

9 重層的支援体制整備事業と介護保険法等の調整（第 106 条の 11 関係）

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこと。

10 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすることが規定されたこと。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会について、与えられるものでなく、確保されるべきものとして規定されたこと。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供の原則（第 5 条関係）

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携にも配慮すべきことが規定されたこと。

3 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることが規定されたこと。

4 地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務（第 106 条の 2 関係）

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、各相談支援を担う事業者が必要に応じて適切な支援関係機関につなげるよう努めることが規定されたこと。

5 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備事業、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備事業、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築事業等を通じ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されたこと。

6 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画及の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉そ

の他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられたこと。また、策定した地域福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることが規定されたこと。

資料3 「具体的な施策」についての事業・業務等の解説（五十音順）

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
【あ行】			
アウトリーチ（訪問型支援）	福祉課	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、市や支援機関が積極的に対象者の居る場所に出向くなどして、情報や支援を届ける働きかけです。	34, 36
一時生活支援事業	福祉課	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業です。	34
医療的ケア児・重症児対策	健康増進課	医療的ケア児及び重症心身障害児とその家族を地域で支えるため、ご家族の相談、福祉サービスの紹介、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。	32
奥州市献血推進協議会	福祉課	事務局を福祉課に置き、献血事業の円滑な運営に協力するとともに、献血思想の普及を図り、地域社会の献血体制の推進に寄与することを目的に活動しています。	29, 31
奥州市高齢者福祉・介護保険事業計画	長寿社会課	高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画で、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会の構築を目指します。 介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービスの量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。	36
奥州市住生活基本計画	都市計画課	良好な住まいづくりや快適な住環境づくりなどを総合的・体系的に展開するための基本的な方向性を示すとともに、市民・事業者・NPO・国・岩手県などとの連携と協働による住宅・住環境づくりを総合的・計画的に推進するための指針となる計画です。	34
奥州市障がい者活躍推進計画	総務課	障がいのある職員を含む全ての市職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組むこととし、令和2年4月に策定した計画です。	35
奥州市障がい者計画	福祉課	国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的とした計画です。	36
奥州市障がい者計画（奥州市基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制強化）	福祉課	市の相談支援事業の中核となる奥州市基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるように、障がい者の相談体制の充実を図ります。	37
奥州市自殺対策計画	健康増進課	自殺者数（自殺死亡率）の減少を目標とした、令和元年度から5年度までの5か年計画です。 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすための取組（自殺対策）を、庁内及び関係機関と連携し、地域ぐるみで推進するものです。	34
奥州市成年後見制度利用支援事業	福祉課 長寿社会課	成年後見制度利用の助長、成年後見人等への報酬助成、その他の成年後見開始等に係る支援を実施する事業です。	33
奥州市総合防災訓練	危機管理課	奥州市地域防災計画に基づき、市民の防災に対する意識啓発を図るとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、有事の際に迅速かつ円滑な活動ができるよう総合的かつ実践的な訓練を実施しています。	25
奥州市男女共同参画推進事業	地域づくり推進課	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することのできる社会の形成のため、市民の男女共同参画に対する意識浸透の促進するための啓発事業等を実施します。	35

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
奥州市地域防災計画	危機管理課	災害対策基本法第42条に基づき、防災の対策や災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画などを具体的に定めた計画です。	25, 35
奥州市都市計画マスタープラン	都市計画課	総合計画の将来都市像を実現するため、長期的な視点から都市及び地域のあるべき姿を具体的に示すとともに、土地利用、都市基盤整備の方針及びそれを実現するための方策を示す基本方針です。	35
奥州市都市再生整備計画	都市計画課	都市再生整備計画とは、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、都市の再生に必要な整備を重点的に行う区域を定め目標をもって事業を行っていくために作成する計画です。 この計画を策定し広く周知することにより民間活動の取り組みや官民連携による地域資源を生かしたまちづくりを推進し、市街地活性化の推進や賑わい再生など、目標を持った施策を実行することによる新たなまちづくりを進めていくものです。	27, 28
奥州市農業振興ビジョン（農福連携の推進）	農政課	農福連携研修会などへの参加を通じた情報共有に努め、国や県など関係機関における事業について、農業者等向けに市ホームページなどで情報提供を行っています。 県と協力してマッチングに向けたニーズ把握に努めています。	36
奥州市避難行動要支援者避難支援計画	福祉課	避難行動要支援者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方について定めた計画であるとともに、避難行動要支援者に対する奥州市の避難支援体制の基本となる計画です。	25, 35
奥州市立地適正化計画	都市計画課	立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づく住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画をいいます。 この計画は都市計画マスタープランの高度化版であり、地方都市における急速な少子高齢化を伴う人口減少社会下のもと将来においても持続可能な都市経営を維持していくため、行政と住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを推進していけるよう、都市全体を見渡し居住や都市機能を誘導すべき区域を定め都市部の密度を維持しながら快適な生活環境を実現するとともに、都市部と地域拠点部とを公共交通で連携する多極ネットワーク型のまちづくりを行うことにより一定のサービスを維持できる都市を目指すため策定するものです。 奥州市においてもこの計画を策定し将来都市像を明確に見定め、その実現のために必要な取り組みを長期的な時間軸の中で着実に実行していくことにより持続可能な都市を目指していくものです。	25, 35
奥州市立地適正化計画の策定による公共事業の補助率上乘せや特別な事業債の利用	都市計画課	立地適正化計画を策定し、その目指すべき都市像を実現するために必要な取り組みや施策を実施する際に補助事業対象となるほか、都市機能や居住を誘導すべき区域内で行われる利便増進事業等に対し、補助対象事業の補助率の嵩上げや、立地適正化計画に基づく単独事業等に対して地方交付税措置が有利に適用される事業債を利用できます。	25

【か行】

介護予防・日常生活支援総合事業	地域医療介護推進室	市町村が中心となって、地域の実情に応じて実施する介護保険制度の事業です。要支援者等に対するホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施する介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての人を対象として、生きがいや役割を持って生活できるよう住民主体の通いの場づくりなどを行う一般介護予防事業から構成されます。	36
外出支援サービス事業	社会福祉協議会	前沢・胆沢・衣川地域では福祉有償輸送の許可を受け、寝たきり高齢者・重度の下肢障がい者等を対象に、ボランティアがリフト付車両を運行し、通院や公共施設への外出の支援をしています。市内全域では、リフト付福祉車両の貸出しを「あばいん」という愛称で行っており、社会参加活動促進の支援を行っています。	22

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
共同募金	社会福祉協議会	共同募金は、民間の募金活動を制度化したもので、共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分され活用されています。	25
緊急連絡カード	社会福祉協議会	にこにこネット台帳(避難行動要支援者台帳、見守り・安心台帳)登録者に配布し、救急隊の円滑な搬送や医療機関の情報確認に活用しています。	22, 25
くらし・安心応援室	社会福祉協議会	生活困窮、就労や家庭の問題など抱えている課題を支援員が相談に応じ、適切な対応ができる他の専門機関につなげます。相談者の意志や希望を尊重しながら必要な支援が計画的に行われるようプランを作成し、プランに基づいたサービスが提供されます。	34, 35, 36, 37
くらしとこころの総合相談会	社会福祉協議会	関係する相談機関と連携して、悩みごとや困りごとの解決援助を行うワンストップで悩みを解決できる場とする総合相談会です。	34
ゲートキーパー養成事業	健康増進課	自殺対策の人材育成の一環として実施するものです。「困難を抱えている人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守る」という「ゲートキーパー」の視点を持つ人を地域に増やすことを目的に、地域住民や地域の団体、市職員等を対象に実施しています。内容は、医師や有識者、保健師による講話やDVD視聴（どのように対応したらよいか）、ロールプレイ等です。	34
権利擁護あんしんセンター	社会福祉協議会	成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる権利擁護を必要とする方が、地域で安心して暮らし続けることができるように、一体的・総合的な支援を行います。	33
権利擁護推進事業	福祉課	成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的で総合的な支援を実施するための拠点を設置し、支援者を配置して判断能力の不十分な者への支援を行う事業です。	33
交通安全教室	生活環境課	交通指導員等により子供から高齢者等各年代に応じた交通安全教育を行い、また、奥州市交通安全対策協議会と連携して、高齢者在宅家庭訪問等により、広く住民に交通安全思想の普及を図り交通事故の防止に努めています。	35
行旅浮浪人・病人などの法外援護	福祉課	行旅浮浪人は、行旅者若しくは居所のない（不明）者をいいます。行旅病人は、歩行することができない行旅中の病人で療養先が見つからず、救護者のいない者です。行旅人が病気になったり死亡したりした場合は、所在地の市町村が救護することになります。	37
ご近所福祉スタッフ	社会福祉協議会	市内50世帯に1人を目安に配置し、民生児童委員や地域福祉を進める方々と協働しながら安全・安心の地域づくりに取り組んでもらう方です。	22, 26, 36
子育て支援拠点事業	こども家庭課	地域の身近な場所に子育て中の親子が気軽に集う「地域子育て支援拠点」を開設し、(1)子育て親子の交流、(2)子育て等に関する相談の実施、(3)地域の子育て関連の情報提供、(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の開催などを実施し、地域の実情に応じた子育てに関する援助活動を行う事業。	32
子育て世代包括支援センター「プチベベ」	こども家庭課	妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない相談や必要な支援の調整を行う、子育て相談のワンストップ窓口。	37
子育て総合支援センター	こども家庭課	子育て世代包括支援センター事業のうち、主に未就園児童を対象に、助産師等による子育て相談や赤ちゃん訪問での助言・相談対応のほか、発達に課題を抱える未就学児童の発達支援、療育事業を行う施設。	37
ごみ屋敷未然予防	生活環境課	地域の公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ・資源物の適正分別・排出等の巡回指導を行い平時からごみの集積を予防しています。	34

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
【さ行】			
ささえあいの会	社会福祉協議会	ふだんの生活の中で手助けが欲しい「おねがい会員」とお手伝いができる「まかせて会員」が、有償で助け合う組織です。高齢者や障がい、病気などで生活の手助けが欲しいときに、会員相互で援助を行うものです。	22, 23
支援会議	福祉課	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討を行うものです。	34
自主防災組織	危機管理課	自治会や町内会等を中心とした地域住民による任意の防災組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行い、有事の際には地域においての「共助」の中核をなす組織です。	25
市長申立による成年後見制度利用の支援	福祉課	地域生活支援事業を活用し、申立人が不存在の場合、市長申立により成年後見制度の利用を支援します。	33
市内社会福祉法人ネットワーク会議	社会福祉協議会	社会福祉法人の地域貢献事業の支援のため、地域の福祉ニーズ等に対して、市内の社会福祉法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人連携の仕組みとネットワーク化をすすめます。	29
社会福祉協議会運営費補助	福祉課	奥州市社会福祉協議会の円滑な運営を支援することを目的に、運営費に対して補助金を交付しています。	29
社会福祉施設管理運営補助	福祉課	社会福祉法人が実施する社会福祉事業の健全な発展と育成を図ることを目的に、市が交付する補助金です。	29
社会福祉法人指導監査	福祉課	社会福祉法人が法令又は通知等に定められた法人として順守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する監査です。	39
集会施設整備補助事業	地域づくり推進課	自治会・町内会等地域自治組織が主体的に地域課題解決のための取組み、地域住民の自治意識の高揚と協調を促進するため、集会施設整備に要する経費を補助します。	24
重層的支援体制の整備	福祉課	地域生活課題に対し、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、多様で複合的な課題については、庁内で連携し、支援に向けた検討とサービス提供をする体制です。今後、体制構築に向け検討していきます。	34, 35, 36, 37, 38
就労的活動支援コーディネーター	地域医療介護推進室	役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援員です。配置については、今後検討を進める予定です。	34
障がい者等地域生活支援事業	社会福祉協議会	障がい者が集う空間づくりや障がい者に対する理解啓発を目的としたサロンの開催など、障がい者総合支援法に基づき障がい者の地域生活支援する事業を各種行っています。 聴覚障がい者の日常生活上の基本的なコミュニケーションの支援と交流を図るため、聴覚障がい者等の知識と日常会話に必要な手話表現技術等の習得者の養成も行っています。	27
小地域ネットワーク事業	社会福祉協議会	地域の要援護者等に対して見守りの安否確認や声がけ訪問等を行い、住み慣れた地域で住み続けていくための支援を、民生児童委員、福祉活動推進員(行政区長)、ご近所福祉スタッフ、町内会・自治会役員などの地域の福祉活動に携わる方々を中心に展開している事業です。	22, 23, 24, 25, 27, 31, 32, 35, 36, 37
消費者安全確保地域協議会	市民課	判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行います。令和3年度中に「みまもりおーネット」と連携して設置予定です。	21, 35, 36, 37

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
情報共有ガイドライン	社会福祉協議会	地域支援や見守り課題の把握のために、必要な情報を支援に関わる関係者間で共有する際の指針です。今後、策定を予定しています。	23
職員向けゲートキーパー養成研修	総務課	窓口業務等をはじめ直接市民に接するとともに、地域の一人でもある市職員が、困難を抱えている人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守るという「ゲートキーパー」の視点を身に着けることを目的に、職員向け研修として実施するものです。	38
職員向け認知症サポーター養成講座	総務課	窓口業務等をはじめ直接市民に接するとともに、地域の一人でもある市職員が、認知症について正しい知識を身につけることにより、偏見を持たず、できる範囲で認知症の人やその家族を温かく見守り、手助けする地域の応援者となることを目的に、職員向け研修として実施するものです。	38
ジョブカフェ奥州	企業振興課	就労相談や適職診断、応募書類の作成支援、面接練習等の就労に関する事項について就労相談員が無料でサポートしています。	34
心配ごと相談所	社会福祉協議会	市民のためのよろず相談窓口を設置し、悩みごと、困りごとの解決援助を実施しています。	34
生活ごみや資源物の適正分別・排出支援	生活環境課	「ごみ・リサイクル出前講座」を地域や様々な集会等で開催し、市民に適正分別・排出をわかりやすく周知しています。また資源物の回収には町内会等地域の団体による集団回収等を奨励し排出困難者を支援していきます。	35
生活困窮者自立相談支援事業	福祉課	生活困窮者が抱える問題について、生活困窮者やその家族又はその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連携調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。	34, 36
生活支援体制整備事業	地域医療介護推進室	多様な日常生活上の支援体制の充実強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置などを行い、高齢者を支える地域づくりを推進する事業です。	24, 35
成年後見制度の利用促進基本計画(市町村計画)	福祉課	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度に市が取り組むため、その施策について計画を策定し取り組むものです。現在、計画策定の作業中です。	33
騒音・悪臭等住環境悪化の未然防止	生活環境課	事業所等にあつては公害防止協定の締結を行い、自然、地域住環境に配慮した事業活動を要請し、巡回・指導を行っています。	35

【た行】

第3次奥州市バス交通計画	政策企画課公共交通対策室	利用者が少ない中山間地域で路線バスの維持は困難なため、バス路線や市が運営する患者輸送バスなどを再編し、利用者が多い「幹線」、市街地と地区を結ぶ「支線」、地区内を移動する事前予約制の乗合交通「地区内交通」の3つが役割分担をしながら、誰もが一定の負担で直近の都市拠点（現在の都市計画マスタープランに掲げる水沢、江刺、前沢の各市街地）まで移動できる交通体系を構築します。	27, 35, 36
胆江障害者就業・生活支援センター	福祉課	障がいのある方の身近な地域において、働きたい障害のある方や障害のある方の雇用に取り組んでいる、若しくは、これから取り組みたいと企業の皆さまへの相談・支援を行う機関です。	34
胆江地区保護司会	福祉課	保護司は、保護司法に基づき犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司はそれぞれに配属された保護司会において活動します。研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。管内では胆江地区が圏域の団体です。	34

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
地域ケア会議	地域包括支援センター	個別ケースの支援から高齢者の自立支援、関係機関とのネットワーク構築、地域課題の把握、地域づくり等の検討を行います。奥州市の地域ケア会議は、個別地域ケア会議、小地域ケア会議、市地域ケア推進会議の3段階としています。	22
地域食堂	社会福祉協議会	行政区内の集会所等を活用し、「集う・食べる・語る」をテーマに、会食や配食、軽食喫茶等の形態で、住民相互が食でつながるコミュニティ活動を推進する取組です。	24
地域セーフティネット会議	社会福祉協議会	行政区を基本単位として、地域の情報交換、困りごとの話し合いと解決策の検討、見守りが必要な世帯の把握と選定、支援経過の確認等を話し合う地域の会議です。地域での積極的な会議開催を推進しています。	22, 24, 25, 27, 32, 37
地区センターのバリアフリー化	地域づくり推進課	地域づくり活動拠点である地区センターの整備計画に基づき、地域住民の誰もが安全かつ円滑に利用できるようなスロープ設置、トイレ洋式化などバリアフリー設備を整備することです。	24
中核機関の設置	福祉課	成年校制度利用促進に取り組むため、専門職による専門的助言の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携を進めるためのコーディネート機関です。奥州市と金ヶ崎町を一体とし広域で取り組むため協議をすすめています。	33

【な行】

「にこにこネット」避難行動要支援者台帳	社会福祉協議会	災害時や市からの避難情報発令時に、他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による避難支援が受けられない方を対象に作成している避難支援の情報を記載した台帳で、地域の支援者間で情報共有を行っています。台帳作成者には、あわせて緊急連絡カードを作成しています。	25
「にこにこネット」見守り・安心台帳	社会福祉協議会	生活上の援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害や難病を抱え生活上に困難が認められる世帯等、特別な事情で見守りや生活支援が必要な方を対象に作成している台帳で、地域の支援者間で情報共有を行っています。台帳作成者には、あわせて緊急連絡カードを作成しています。	22, 23
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	専門員を配置し、生活支援員の援助活動により、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理サービス、通帳書類等預かりサービス、相談・訪問活動を行います。	33
日本赤十字	福祉課	1952年に制定された日本赤十字社法によって設立された認可法人です。人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性を基本原則として掲げ、国内外の災害時等に対応しています。日本赤十字社岩手県支部奥州市地区の事務局を部福祉課に置いています。	29, 31
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	すべての乳児のいる家庭が対象（原則生後4か月を迎えるまで）であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。	32
乳幼児健康診査事業	健康増進課	1か月・6か月・9か月・1歳児を対象に医療機関で行う乳児個別健診、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に行う集団健診、2歳6か月児を対象に歯科医療機関で行う歯科健診があります。健診内容は保健指導、栄養相談、発達相談、内科診察、歯科診察、歯科指導、フッ化物塗布などです。	32

【は行】

はいかいSOSネットワーク事業	地域包括支援センター	関係機関が相互に連携し、徘徊高齢者等を早期に発見し徘徊高齢者等の安全並びにその家族等の身体的・精神的な負担軽減を図る事業です。主な内容は、徘徊高齢者等の把握、登録、本人や家族等への支援、関係機関相互の連絡や支援体制の構築、事業の普及啓発などです。	21, 26
-----------------	------------	---	--------

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
被災者見舞金・弔慰金	福祉課	水震火災その他の災害が発生した場合に、被災した住民の援護を図ることを目的とし、被災世帯に対して被災者見舞金及び弔慰金を交付するものです。交付額については被害区分に応じて異なります。	37
避難行動要支援者名簿	福祉課	高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である在宅者で、かつ家族等による必要な避難支援を受けることができない者を避難行動要支援者といいます。 避難行動要支援者を対象に作成する「にこにこネット」避難行動要支援者台帳の被作成者を集約した名簿です。	23, 25
ファミリーサポートセンター事業	社会福祉協議会	「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となります。おねがい会員が仕事や家庭の事情、保護者のリフレッシュでお手伝いが必要などに、まかせて会員がサポート活動を行います。センターはその会員相互の仲介を行います。	32
福祉活動推進員	社会福祉協議会	市内の行政区単位に福祉活動推進員を設置し、地域福祉活動を推進します。	22, 26, 36
福祉活動専門員（CSW）	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親などに対して、見守り、生活課題の発見、相談援助など必要なサービスや専門機関へのつなぎと課題を解決するための支援を行います。また、地域住民と一緒に地域の福祉力の向上を図り、セーフティネットの体制づくりと地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関等に働きかけます。	22, 24, 30, 31, 32, 36, 37, 38
福祉懇談会	社会福祉協議会	互いに支え合い住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるための仕組みづくり構築のため、市や社会福祉協議会が地域の福祉関係者に対して事業説明等を行い、参加者からは地域生活課題や困りごとなどを伺う相互の意見交換の機会として開催しています。	30, 31, 36
ふれあいいきいきサロン	社会福祉協議会	高齢者や障がい者、子育て世代が集まり、お茶のみやレクリエーション等の多様な取り組みをしています。	23, 24, 31
放課後児童健全育成事業	こども家庭課	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の事業です。	32
ボランティア・市民活動センター	社会福祉協議会	情報の提供や活動拠点の開設、ボランティア登録事業などを通じて、ボランティア活動の啓発と活性化、ボランティア団体の支援を実施しています。また、各種講座の開催や出会い・学び・協働の機会を創出し、共生の文化と人づくりのための基盤整備をすすめ、地域の多様な個人・団体と協働して総合的な支援体制を構築します。	30, 31

【ま行】

みまもりおーネット	福祉課	みまもりおーネットは奥州市地域見守り支援ネットワークの愛称です。 高齢者の孤立防止や消費者被害の防止等に地域全体で取り組むことを目的とし、民間事業者の協力をいただきながら、地域の中の見守る人・見守られる人を特定しない形で進める見守り活動です。日常の生活や仕事の中で、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、市にご連絡いただくことで、地域の高齢者等をゆるやかに見守っています。	21, 26, 28, 29, 35
民生児童委員	福祉課	民生児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしています。	26
民生児童委員	社会福祉協議会	民生児童委員(協議会)と地域福祉推進のため連携し、民生委員活動の支援をします。奥州市民生児童委員連合協議会の事務局となっています。	26

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載 ページ
民生児童委員連合協議会補助金	福祉課	市内の法定民生児童委員協議会の相互連携と活動の充実及び民生児童委員、主任児童委員の活動を支援するため奥州市民生児童委員連合協議会に補助金を交付するものです。	31
民生相談員	福祉課	地域の見守りや相談役を行い市民生活の安定を図るため民生相談員を設置しているものです。相談員は、民生委員法に規定する民生委員の職にある者を市長が委嘱しています。	31
無料法律相談	市民課	市民生活の安定を図るため、法的解釈が必要な相談ごとに対し無料の弁護士相談会を年21回実施しています。	34

資料4 用語解説（五十音順）

【あ行】

インフォーマル

公式ではなく、形式ばらないことをいいます。公的機関や専門職のフォーマルなサービスに対して、インフォーマルなサービスには家族や友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかないものがあげられます。

移動制約者

公共交通機関が使えないまたは使いにくさを感じている人、街を移動するのに困難や不便を感じている人、自家用車を運転できない人など、移動を制約される人のことをいいます。

【か行】

ケアマネジメント

病気やけが、障害、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

個人情報

生存する個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別できるものをいいます。

【さ行】

自主防災組織

地域住民一人一人が協力連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、発災時はもちろん日頃から地域が一緒になって防災活動に取り組むために、地域で自主的に設立する組織です。

社会的孤立

客観的かつ定量的に評価されたソーシャルネットワークの減少及び社会的接触の欠乏した状態をいいます。社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけでなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらします。

【た行】

待機児童

子育て中の保護者が、保育所又は学童保育施設に入所申請しているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている状態の児童をいいます。

第三者評価

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生することをいいます。女性の晩婚化や出産年齢の高齢化、兄弟数や親戚ネットワークの希薄化により、ダブルケアにより負担を感じている世帯が増加しています。

地方創生

東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策をいいます。

【は行】

8050 問題

高齢の親と働いていない中高年の独身の子が同居していることをいわゆる「8050」といいます。限られた収入(親の年金)での生活困窮や、親の介護、親が亡くなった後など社会的な問題に起因しています。この計画では、「8050」から起因する問題を「8050 問題」と表記しています。

バリアフリー

生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、高齢者や障がい者にとって生活に障害となる物理的な障壁（バリア）を取り除く（フリーにする）ことをいいます。

伴走型支援

マラソンなどでランナーのそばについて走る伴走者のように、困っている人、苦しんでいる人の近くにいき、問題解決よりもつながる、寄り添うことを目的とし、相談者と一緒になって考える支援のことをいいます。

ハンディキャップ体験

高齢者や障がい者が日常生活の中で体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動するなど、障がい者の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義付け）のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

プライバシー

個人の私生活や家庭内の私事、また、それを他の個人や社会に知られず干渉や侵害を受けない権利のことをいいます。

【わ行】

ワンオペ育児

ワンオペとはワンオペレーションの略で、作業を全て一人でこなすという意味です。ワンオペ育児は、子育てと家事や仕事の全てを一人でこなさなければならない状況をいいます。

資料5 地域福祉推進の取組み状況（評価の調査項目）

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
ふれあいいきいきサロン実施数	287 か所 (3,746 回)	286 か所 (4,016 回)
みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	61 事業所	79 事業所
ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	162 人 (2,183 件)	104 人 (1,550 件)
にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
ボランティア協力店登録店舗数	98 店	96 店
住民支え愛マップ作成地域数	104 行政区	168 行政区
ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,298 人	1,183 人

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
災害時要援護者避難支援台帳整備人数	1,067 人	1,674 人
福祉避難所数	29 施設	30 施設
(再掲)にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
(再掲)住民支え愛マップ作成地域数	104 行政区	168 行政区
(再掲)ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,298 人	1,183 人

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

1 交通弱者の支援の仕組みづくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
(再掲)にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
(再掲)ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	162 人 (2,183 件)	104 人 (1,550 件)

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
ボランティア団体登録数	88 団体 (3,408 人)	76 団体 (2,955 人)
ボランティアコーディネート数	120 件	80 件
ボランティア団体連絡協議会の開催数	34 回	49 回
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	29 団体	24 団体
(再掲)みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	61 事業所	79 事業所
(再掲)ボランティア協力店登録店舗数	98 店	96 店

3 地域福祉を支える人材の育成

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	13,096 回	14,058 回
民生委員・児童委員の相談・支援件数	9,480 件	9,812 件
福祉教育に取り組む小中学校数	全 39 校	全 36 校
福祉推進校数	58 校	45 校
住民懇談会の開催数	30 地区 (916 人)	30 地区 (1,150 人)
ファミリーサポートセンター登録者数／活動件数	1,415 人 (1,610 件)	1,064 人 (849 件)

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度促進に向けた仕組みづくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
日常生活自立支援事業の利用者数／相談援助件数	110 人 (1, 124 件)	107 人 (1, 299 件)
成年後見制度市長申立て件数	1 件	8 件
権利擁護あんしんセンター支援実績延べ件数	301 件	599 件

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
地域包括支援センターへの相談件数	8, 185 件	7, 794 件
心配ごと相談所への相談件数	57 件	25 件
生活保護からの自立数	56 世帯	73 世帯
(再掲)住民懇談会の開催数	30 地区 (916 人)	30 地区 (1, 150 人)

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
認知症サポーター養成(養成講座修了)者数	11, 028 人	14, 233 人
第三者評価を受審した福祉サービス事業所数	0 事業所	0 事業所
ホームページで情報公開をしている所轄社会福祉法人数	全 27 法人	全 28 法人
(再掲)地域包括支援センターへの相談件数	8, 185 件	77, 494 件
(再掲)心配ごと相談員への相談件数	57 件	25 件

資料 6 障害の「害」の字のひらがな表記について

「障害」の「害」の字は、「害悪」「公害」などの負のイメージが強いため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にすることによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっています。

奥州市地域福祉計画は、障害の「害」の字のひらがな表記について、以下のルールに従って策定しています。

【ひらがなで表記する場合】

障がい者に対し、直接働きかけたり、人の状態を表す言葉は、ひらがな表記を基本としています。

（例）障害者→障がい者、障がいのある人（方）

身体障害者→身体障がい者、身体に障がいのある人（方）

視覚障害者→視覚障がい者、目の不自由な人（方）

障害福祉→障がい福祉、障害種別→障がい種別

障害者スポーツ→障がい者スポーツ

障がいのある方には「障害者社会参加促進事業補助金」を活用できます。

【ひらがな表記の適用を除外する場合】

ひらがな表記をすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されるおそれがある言葉については適用除外としています。例えば、条例等法規の題名、本文等における「障害」の言葉は、「害」の字をひらがなにすることにより、用語や定義が法律と同一でなくなり、その言葉の持つ意味が失われたり誤解される恐れがあるためです。このことから、以下においては、人の状態を表す言葉であっても適用除外とし、漢字表記として取り扱うこととしています。

ア 条例、規則等

（例）身体障害者福祉法、障害者自立支援法

イ 法令、条例等に規定されている用語、名称等

（例）身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者控除

ウ 団体・機関等の固有名称

（例）障害程度区分認定審査会、高次脳機能障害、障害者社会参加促進事業

エ 人の状態を表すものでない「障害」

（例）青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為、電波障害

参考：岩手県HP

平成 25 年 1 月 31 日付健康福祉部長通知

資料7 奥州市地域福祉計画の策定経過

時 期	経 過
令和2年6月25日	第3期奥州市地域福祉計画策定方針の決定
令和2年7月1日	奥州市地域福祉計画策委員会委員委嘱
令和2年8月27日	第1回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第3期奥州市地域福祉計画の策定方針について
令和2年9月16日	奥州市地域福祉計画策委員会ワーキンググループ任命、会議
令和2年10月26日	地域共生社会に向けた包括的支援体制について先進地視察(盛岡市)
令和2年10月30日	奥州市地域福祉計画策委員会ワーキンググループ研修会
令和2年12月15日	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第3期奥州市地域福祉計画本文素案について
令和3年1月29日	第3回奥州市地域福祉計画策定委員会 ・第3期奥州市地域福祉計画素案について ・住民説明会、パブリックコメントの実施について
令和3年2月12日 令和3年2月15日～ 令和3年2月22日～	全員協議会において議員説明 パブリックコメントの実施(2/15～3/5) 計画策定に係る住民説明会の実施(2/22～3/1) (社会福祉協議会と合同開催)
令和3年3月22日	第4回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第3期奥州市地域福祉計画の最終案について
令和3年3月24日	第3期奥州市地域福祉計画の決定

計画策定に係る住民説明会 実施状況

会場	日 時	場 所	参加者
衣川	2月22日(月) 10:00～	衣川保健福祉センター	26人
前沢	2月22日(月) 14:00～	奥州市前沢総合支所	49人
胆沢	2月24日(水) 10:00～	胆沢文化創造センター	40人
江刺	2月26日(金) 14:00～	江刺総合コミュニティセンター	63人
水沢	3月1日(月) 10:00～	奥州市総合福祉センター	50人
	3月1日(月) 14:00～		51人
合 計			279人

資料 8 奥州市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 19 年奥州市告示第 217 号)

改正 令和 2 年奥州市告示第 149 号の 7

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、奥州市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 行政区長
- (3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員
- (4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員
- (5) ボランティア団体の構成員
- (6) 消防団員
- (7) 介護サービス事業者の役職員
- (8) 障害福祉サービス事業者の役職員
- (9) 児童福祉関係者
- (10) 保健医療関係者
- (11) 胆江地区保護司会の役職員
- (12) 岩手県社会福祉士会胆江ブロック会の構成員
- (13) 農業協同組合の役職員
- (14) 商工団体の役職員
- (15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員
- (16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員
- (17) 行政機関の職員
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

附 則(令和2年奥州市告示第149号の7)

資料9 奥州市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

設置要綱による区分	団体等名称	委員氏名
(1) 公募による者	公募	及 川 アツ子
(2) 行政区長	奥州市行政区長連絡協議会	岩 渕 二 郎
(3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員	奥州市老人クラブ連合会	佐 藤 擴
(4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員	奥州市地域婦人団体協議会	鈴 木 勝 子
(5) ボランティア団体の構成員	奥州市ボランティア連絡協議会	菅 野 好 平
(7) 介護サービス事業者の役職員	県南ブロック高齢者福祉協議会	伊 藤 いずみ
(8) 障害福祉サービス事業者の役職員	岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	但 木 美 穂
(9) 児童福祉関係者	胆江地区保育協議会	色 川 秀 一
(13) 農業協同組合の役職員	岩手ふるさと農業協同組合	鈴 木 勝 幸
(14) 商工団体の役職員	奥州商工会議所	菊 地 浩 明
(15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員	奥州市社会福祉協議会	大 内 薫
(16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員	奥州市民生児童委員連合協議会	佐 藤 忠 助
(17) 行政機関の職員	県南広域振興局保健福祉環境部	小 原 奈 恵
	奥州警察署	青 木 優 亮
	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	小野寺 和 則
(18) 市長が必要と認める者	水沢地域福祉推進協議会	佐 藤 忠 雄
	江刺地域福祉推進協議会	高 橋 善 昭
	前沢地域福祉推進協議会	千 田 敏 彦
	胆沢地域福祉推進協議会	鈴 木 公 男
	衣川地域福祉推進協議会	佐々木 金 男
	水沢地区町内会連絡協議会	三 浦 光 章
	奥州市身体障害者福祉会	鈴 木 次 三
	胆江地区手をつなぐ育成会連絡会	大 谷 直 子
	奥州市精神障害者家族会連合会	遠 藤 洋 治
	奥州市母子寡婦福祉協会	小 澤 幸 子
	公益財団法人江刺青年会議所	菅 原 正 堯
	特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット	高 橋 宣 子
	胆江日日新聞社	渡 辺 晃

第3期奥州市地域福祉計画

『共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり』

令和3年3月策定

発 行	奥州市福祉部福祉課
T E L	0197-24-2111（代表）
ホームページ	http://www.city.oshu.iwate.jp
